

# 日本・フィリピン EPA の改善<sup>1</sup>

## 1万人のフィリピン人介護福祉士受入れ政策

神戸大学経済学部石黒馨研究会

角和樹<sup>2</sup>

五十嵐友輝

渋谷信太郎

浜田美雪

堀部真由

---

<sup>1</sup>本稿は、2010年12月4日・5日Sに開催される、WEST 論文研究発表会 2010 に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、石黒馨教授（神戸大学）をはじめ、フィリピン日本人商工会議所、在フィリピン日本大使館、トロピカル・パラダイス・ヴィレッジ、ヒアリング調査を受入れて頂いた在フィリピンの日系企業の方々、N.T トータルケア株式会社、社団法人大阪介護福祉士会、ヒアリング調査を受入れて頂いた各介護施設、日本語学校の方々など、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

<sup>2</sup> sumi.kazuki1989@gmail.com

# WEST 論文研究発表会 2010

## 要旨

---

本稿の目的は、日本・フィリピン経済連携協定(以下「日比 EPA」という)改善のため、1万人のフィリピン人介護福祉士候補者の受入れを可能にする現行受入れ制度の抜本的な見直し案を提案することである。

本稿の結論は、EPA ファンドの設立により、EPA 推進派<sup>3</sup>からの資金の流れを創出することで、現行受入れ制度を抜本的に見直し、日比 EPA の改善を図るという点である。

日本は既にフィリピンとの EPA を締結している。しかし実際は、フィリピン側には鉱工業分野の関税撤廃、日本側にはフィリピン人看護師・介護福祉士候補者受入れ事業などの課題が存在している。2011年に控える日比 EPA の再協議で、日比 EPA の改善を図るためには、日本側が上記の事業を見直し、解決する必要がある。そこで本稿では、日比 EPA のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者受入れ事業に焦点をあて、現状分析と政策提言を行い、さらに政策効果のシミュレーション分析を行う。

第1章では、日比 EPA の分析枠組みについて述べる。現在日本はアジア諸国を中心に積極的な EPA 戦略を進めている。しかし EPA 交渉過程において、国内には鉱工業分野などの推進派と農林水産業や医療・福祉・介護分野などの慎重派が存在しており、EPA の内容の充実化が困難となっている。本稿では、2011年に再協議を控えている日比 EPA に注目し、その再協議でフィリピン側からおそらく要望が出されるとされるフィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業を見直すことで、日比 EPA の改善を図る。

第1章第2節では、先行研究と本稿の位置付けについて述べる。本稿では、6つの先行研究を参考にした。1つ目が稲葉敬子(2008)『どこへ行く!?介護難民・フィリピン人介護士にケアを受けるということ-』、2つ目がマリア・レイナルース・D・カルロス、内田晴子・後藤由美子・中井久子・松井智子(2008)「シンポジウム報告書-アメリカ・シンガポールからの教訓-さあ、日本はどうする?(2007年7月14日)」、3つ目が坂中英徳・浅川晃広(2007)『移民国家ニッポン-1000万人の移民が日本を救う-』、4つ目が四病院団体協議会(2009)「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れに関する問題点の指摘と提言」、5つ目が出井康博(2009)『長寿大国の虚構-外国人介護士の現場を追う-』、6つ目が石黒馨研究会(2007)「EPA早期解決のために-外国人労働者受入れ問題へのEPAファンドの活用-」である。さらに、これら6つの先行研究に依拠した本稿のオリジナリティについて述べる。

第1章第3節では、国際政策交渉の理論分析を行う。本稿では2国間の国際政策交渉を分析する際に用いられる2レベルゲーム理論を日比 EPA 再交渉の分析に使用した。これは、特に国際交渉と国内交渉の相互作用を重視する国際関係の理論である。この分析により、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業を抜本的に見直すことで可能となる候補者の受入れ人数増加が、日比 EPA の改善に繋がることを説明する。

---

<sup>3</sup> 自動車業界や鉄鋼業界など。

## WEST 論文研究発表会 2010

第2章では、日比EPAに基づくフィリピン人介護福祉士受入れ事業の現状分析を行う。日比EPAの締結内容は、「当初の2年間で上限600人のフィリピン人介護福祉士を受入れる。」とされた。しかし、現在までの候補者受入れ人数は、平成21年度が217人、平成22年度が82人となっており、上限を満たしていないのが現状である。この理由として、見切り発車された現行受入れ制度の問題がある。本稿では、この現行受入れ制度の問題点を10点挙げ、さらに大まかに4つの課題に分けた。第1に在留資格の課題、第2に日本語教育の課題、第3に受入れ施設の金銭的負担の課題、第4にマッチングの課題である。これらの課題が要因となり、日本での就労を希望するフィリピン人介護福祉士候補者の減少と彼らの受入れを希望する国内の介護施設の減少という事態を引き起こしている。

第3章では、現行受入れ制度の課題を解決するために、政策提言として抜本的な現行受入れ制度の見直しを行う。

まず第1節では、現行受入れ制度の在留資格の見直しについて述べる。具体的な提言は以下の通りである。

### 【現行受入れ制度】

「来日後3年の実務経験を積んだ上で、4年以内に介護福祉士国家資格取得」

### 【提言】

#### ①在留資格

「来日後3年の実務経験を積んだ上で、6年以内に介護福祉士国家資格取得」

#### ②在留延長資格

「来日後4年以内にホームヘルパー2級と日本語能力試験N2レベル取得」

第2節では、現行受入れ制度の日本語教育の見直しについて述べる。具体的な提言は以下の通りである。

### 【現行受入れ制度】

「日本の研修施設で、来日後6ヶ月間の日本語・介護導入研修」

### 【提言】

①「フィリピンにケアヴィレッジを設立し、1年間の初期研修を実施」

②「来日後の候補者全員に日本語講座を受講させる。」

第3節では、現行受入れ制度における受入れ施設の金銭的負担の課題の解決について述べる。

第4節では、現行受入れ制度のマッチングの課題の解決について述べる。

第5節では、EPA締結による産業間の利益の不均衡を是正することを目的とするEPAファンドの概要を述べる。本稿でのEPAファンドとは、日比EPA改善により、新たに約676億円の利益を得ることができる自動車業界から、現行受入れ制度見直しに必要な資金を拠出するファンドのことである。このようなEPAファンドを設立し、自動車業界の新たな利益の約6%である約43億円を、毎年現行受入れ制度の見直しに拠出するということを述べる。

## WEST 論文研究発表会 2010

第6節では、本稿の政策提言の政策効果を **artisoc<sup>4</sup>**というシミュレーションソフトを用いて検証する。具体的には政策提言により、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業を見直すことで、日比 EPA の再協議の際に、フィリピン側の自動車分野の関税撤廃が促進されることを検証する。

---

<sup>4</sup> **artisoc**(アーティソック)は、人間同士の相互作用をコンピュータ上で再現でき、ダイナミックに変化する社会現象を分析し、更に実務システムとも連携できる複雑系シミュレータである。

# WEST 論文研究発表会 2010

## 目次

はじめに…7 頁

### 第 1 章 日比 EPA の分析枠組み…9 頁

第 1 節 日比 EPA の概要…9 頁

- 1-1 日本の EPA
- 1-2 日比 EPA の現状
- 1-3 日比 EPA の課題

第 2 節 日比 EPA に関する先行研究…11 頁

- 2-1 先行研究の紹介
- 2-2 本稿の位置づけ

第 3 節 日比 EPA 交渉の理論…13 頁

- 3-1 2 レベルゲームの概要
- 3-2 EPA 交渉のアクター
- 3-3 アクターの目的関数
- 3-4 交渉締結の条件
- 3-5 サイドペイメント
- 3-6 介護福祉士候補者受入れ人数増大による日比 EPA への影響

### 第 2 章 日比 EPA の介護福祉士候補者受入れ事業の現状分析…19 頁

第 1 節 現行受入れ事業の現状…19 頁

- 1-1 フィリピン人介護福祉士候補者受入れ制度
- 1-2 フィリピン人介護福祉士候補者の供給
- 1-3 フィリピン人介護福祉士候補者の需要
- 1-4 フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ実績

第 2 節 現行受入れ制度の問題点…24 頁

第 3 節 現行受入れ制度の課題…26 頁

- 3-1 在留資格の課題
- 3-2 日本語教育の課題

# WEST 論文研究発表会 2010

3-3 受入れ施設の金銭的負担の課題

3-4 マッチングの課題

第 4 節 現状分析のまとめ…31 頁

## 第 3 章 日比 EPA 改善のための政策提言…32 頁

第 1 節 在留資格の課題の解決…32 頁

第 2 節 日本語教育の課題の解決…35 頁

2-1 フィリピンで初期研修を実施する理由

2-2 ケアヴィレッジの概要

2-3 初期研修の仕組み

2-4 来日後の日本語教育

第 3 節 受入れ施設の金銭的負担の課題の解決…39 頁

第 4 節 マッチングの課題の解決…40 頁

第 5 節 EPA ファンドの仕組み…41 頁

5-1 EPA ファンドの概要

5-2 EPA ファンドの資金源

5-3 EPA ファンドの拠出先

第 6 節 artisoc による政策効果のシミュレーション分析…43 頁

6-1 プログラミングの設定

6-2 シミュレーションの結果

6-3 政策提言による日比 EPA 再協議への影響

## 付録…48 頁

付録① フィリピン人介護福祉士候補者受入れ制度(就労コース)の概要

付録② EPA ファンドの資金

付録③ artisoc に使用した定義式とパラメータ

付録④ フィールドワークの概要

## 参考文献…57 頁

## はじめに

---

本稿の目的は、日比 EPA 改善のため、1 万人のフィリピン人介護福祉士候補者の受入れを可能にするような、現行受入れ制度の抜本的な見直し案を提案することである。

本稿の結論は、EPA ファンドの設立により、EPA 推進派から慎重派への資金の流れを創出することで、現行受入れ制度を抜本的に見直し、日比 EPA の改善を図るという点である。

日比 EPA は 2008 年に発効され、2011 年に再協議を控えている。日比 EPA では、フィリピンの自国産業保護のため、フィリピン側の自動車・鉄鋼分野における関税撤廃がなされていない。また、フィリピン側は看護師・介護福祉士の大規模受入れを日本側へ求めているが、現在までの受入れ人数は少ない。そのため 2011 年の再協議の際に、日本側が自動車・鉄鋼分野の関税撤廃を求めるためには、フィリピン人看護師・介護福祉士の大規模な受入れを実現することが不可欠である。

本稿では、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業に注目する。現在までの受入れ実績は、当初 2 年間で 600 人の上限を満たしていない。受入れ人数が少ない原因として、現行受入れ制度の 10 点の問題点が挙げられる。さらにそれらの問題点は、(1)在留資格の課題、(2)日本語教育の課題、(3)受入れ施設の金銭的負担の課題、(4)マッチングの課題の 4 つの課題としてまとめることができる。そこで本稿では、大規模なフィリピン人介護福祉士候補者受入れを可能にするために、現行受入れ制度の見直し案を提案し、その見直しに必要な資金を EPA ファンドから拠出することを提案する。

EPA ファンドとは、日比 EPA により新たに利益を得る自動車業界などから資金を集め、現行受入れ制度の見直しに必要な資金を拠出するファンドのことである。本稿では、その資金をケアヴィレッジの設立・運営費と、来日後の候補者への日本語講座受講費にあてる。この現行受入れ制度見直しにより、受入れ施設の金銭的負担を軽減し、1 万人のフィリピン人介護福祉士候補者の受入れを可能にする。

本稿の 5 つの特徴を以下に示す。

- ① 2 レベルゲームにより、日比 EPA の再協議交渉を理論分析していること。
- ② 国内外で多くのヒアリング調査を実施し、より現実的な政策提言を行っていること。
- ③ 現行受入れ事業について先取的に取り組んでいる、EPA 情報交換会に定期的に出席し、最新の情報を基に現行受入れ事業の現状分析や政策提言を行っていること。
- ④ 現行受入れ制度の見直しに必要な資金を、EPA ファンドから拠出していること。
- ⑤ artisoc を使い、政策効果をシミュレーションで検証していること。

以下、本稿の構成について説明する。第 1 章では、日比 EPA の分析枠組みを述べる。第 1 節では

## WEST 論文研究発表会 2010

日比EPAの概要、第2節では先行研究と本稿の特徴、第3節では2レベルゲームを用いてEPA交渉の理論分析を行う。第2章では日比EPAのフィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業の現状分析を行い、解決すべき現行受入れ制度の課題を明らかにする。第3章では日比EPAを充実化させるための政策提言を行う。まず、第2章で明らかになった課題の解決のための抜本的制度改革を提言する。その制度改革に必要な資金をEPAファンドから創出し、シミュレーションソフトartisocを使い政策効果を検証する。

# 第1章 日比 EPA の分析枠組み

---

## 第1節 日比 EPA の概要

### 1-1 日本の EPA

日本は戦後、GATT・WTO 体制を中心とした多角的貿易体制を対外政策の基本としてきた。しかし、WTO 加盟国の増加や交渉項目の多様化により、交渉や合意の形成が難しくなり、世界では多くの国や地域で急速に自由貿易協定(以下「FTA」という)の締結が拡大していった。そのような FTA 締結増加の流れの中で、日本も多角的貿易体制を補完し、貿易の自由化や経済活性化の強化を目的に、FTA を推進するようになった。特に日本は物品やサービスの貿易の自由化だけを対象とする FTA だけでなく、人の移動、投資、知的財産権、ビジネス環境整備、協力など幅広い内容を含む、より包括的な EPA を積極的に推進している。

日本は、2002 年のシンガポールとの EPA 締結から始まり、現在までにアジアを中心にマレーシア、タイ、フィリピン、ASEAN など 11 の国や地域と FTA・EPA の締結に至っている。さらにインド、オーストラリア、韓国、ペルー、GCC<sup>5</sup>とも発効に向けて交渉を開始している。

日本政府は、2010 年 6 月 18 日に閣議決定された日本の新成長戦略において、アジア太平洋自由貿易圏(以下「FTAAP」という)構想を最終目標に掲げている<sup>6</sup>。また、2010 年 11 月 9 日に閣議決定された包括的経済連携に関する基本方針<sup>7</sup>の中でも、FTAAP 構想に向けてアジア諸国を中心とした 2 国間 EPA の推進や環太平洋経済連携協定(TPP)への関係国との協議を開始すると発表した。つまり、日本政府としても日本の成長・発展基盤を構築するために、高いレベルの経済連携を目指していくことを必要課題としている。

---

<sup>5</sup> 湾岸協力会議。アラビア半島の産油国からなる地域協力機構であり、現在の加盟国はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタールの 6 カ国。

<sup>6</sup> 首相官邸(2010/6/18)「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

<sup>7</sup> 首相官邸(2010/11/09)「包括的経済連携に関する基本方針」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1109kihonhousin.html> (2010/11/10 最終アクセス)

# WEST 論文研究発表会 2010

## 1-2 日比 EPA の現状

日比 EPA は、2008 年 12 月に発効された<sup>8</sup>。日比 EPA は交渉開始から発効に至るまで、4 年 10 ヶ月という長い歳月がかかった。交渉が難航した原因は、日本とフィリピンの関心事項の相違である。日本の主な関心事項は付加価値の高い自動車や鉄鋼、エレクトロニクス産業などの工業製品の関税撤廃であった。この分野は日本が国際競争力を有しており、関税撤廃により日本の利益獲得が期待できる。しかし、フィリピン政府は鉱工業品分野における自国産業の保護・育成を理由に鉱工業品の関税撤廃に難色を示した。

一方、フィリピンの関心事項は、主に農林水産分野<sup>9</sup>の自由化と人の移動の分野の 2 点であった。しかし、日本は農林水産分野において国際競争力が弱い。また国内においても地域経済と密着しているため、保護を求める慎重派も多く、関税の撤廃・削減は難しい状況である。また人の移動に関しても国内労働市場への影響や外国人との共生という課題もあり、政府としては消極的な姿勢を取っている。

以上のような背景があり、結果として自動車分野は 3000cc 超の乗用車・バス・トラック・自動車部品に関しては遅くとも 2013 年までに関税撤廃が約束された。しかし、3000cc 以下の乗用車の関税については 30% から 20% に引き下げられたものの、関税の撤廃については再協議になっており撤廃の時期は決まっていない。鉄鋼分野では日本からの輸出の 70% が 10 年以内に関税撤廃がされることになった。一方、人の移動の分野ではフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが争点となった。その結果、日本は厳しい受入れ条件の下、2 年間で看護師候補者 400 人、介護福祉士候補者 600 人という上限付きで、受入れることを決定した。

## 1-3 日比 EPA の課題

フィリピンは、単純労働者をはじめ看護師や介護士、メイドなどを世界中に多数送り出しており、海外出稼ぎ労働者輩出大国といわれている。フィリピンでは、仮に 4 年制大学を卒業後、フィリピン国内の外資系銀行に就職できたとしても、月給は 7 万円程度で、医師ならば月給約 3 万円、看護師ならば月給約 1 万 5 千円しかないのが現状である。より高い給与を得られることから、フィリピンでは年間約 35 万人の海外出稼ぎ労働者が出国している。またこれらの海外出稼ぎ労働者からの送金額は 2008 年に約 164 億ドル、2009 年に約 173 億ドルにのぼり、フィリピンの GDP の 1,610 億ドルの約 1 割に達する<sup>10</sup>。よって彼らからの送金は、フィリピンにとって重要な外貨獲得手段となっている。

日本には 1990 年以降、興行ビザで多くのフィリピン人女性が来日していた。しかし、これに対し国内外から人身売買の温床になっているとの批判を受けたため、2005 年からビザ発行が厳格

<sup>8</sup> 日比 EPA は 2004 年 2 月に交渉が開始され、2004 年に大筋合意、2006 年 9 月に署名が行われた。その後、2006 年 12 月に日本の国会で批准さ、2008 年 10 月にフィリピン上院で承認、12 月に発効に至った。

<sup>9</sup> 主にコメ、さとう、でんぷんなどの農業品目や林業、畜産など。

<sup>10</sup> Philippines Overseas Employment Administration(2009) 「Overseas Employment Statistics」  
[http://www.poea.gov.ph/stats/2009\\_OFW%20Statistics.pdf](http://www.poea.gov.ph/stats/2009_OFW%20Statistics.pdf) (2010/10/30 最終アクセス)

## WEST 論文研究発表会 2010

化され、その数は激減した。そこでフィリピン政府は新たな労働者送り出しの手段として、カナダやアメリカでも高い評価と実績を獲得している看護・介護分野での労働市場の開放を求めてきた。

フィリピン貿易産業省元次官のアキノ氏<sup>11</sup>や在フィリピン日本大使館の菊池商務官<sup>12</sup>にヒアリング調査を実施したところ、日比 EPA においてフィリピン側は日本にできるだけ多くの候補者を送り出すことを求めているということが明らかになった。このことから、フィリピン政府の看護師・介護士送付事業への関心は大きいことが推測される。2011年に控える再協議で、日本側が要求する鉱工業品分野での関税撤廃を実現するためにも、看護師・介護福祉士候補者受入れ事業の見直しは必須であろう。

## 第2節 日比 EPA に関する先行研究

本稿の目的は、日比 EPA 改善のため、1万人のフィリピン人介護福祉士候補者の受入れを可能にする現行受入れ制度の抜本的な見直し案を提案することである。本節では、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業及び、FTA/EPA 交渉について述べた先行研究を紹介し、本稿の位置づけを述べる。

### 2-1 先行研究の紹介

本稿を執筆するにあたって、以下の6つの先行研究を参考にした。

1. 稲葉敬子 (2008) 『どこへ行く!? 介護難民 - フィリピン人介護士にケアを受けるということ』
2. マリア・レイナルルス・D・カルロス、内田晴子・後藤由美子・中井久子・松井智子 (2008) 「シンポジウム報告書 - アメリカ・シンガポールからの教訓 - さあ、日本はどうする? (2007年7月14日)」
3. 坂中英徳・浅川晃広 (2007) 『移民国家ニッポン - 1000万人の移民が日本を救う - 』
4. 四病院団体協議会(2009) 「経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れに関する問題点の指摘と提言」
5. 出井康博 (2009) 『長寿大国の虚構 - 外国人介護士の現場を追う - 』
6. 石黒馨研究会(2007) 「EPA 早期解決のために - 外国人労働者受け入れ問題への EPA ファンドの活用 - 」 2007年度 ISFJ 論文

第1の先行研究では、現行受入れ制度の問題点が具体的に示されていた。示されていた問題点は、①厳しい日本の在留資格<sup>13</sup>、②不十分な日本語教育<sup>14</sup>、③受入れ施設の過度な金銭的負担<sup>15</sup>、④マ

<sup>11</sup> 神戸大学石黒研究室(2010) 「フィリピン貿易産業省元次官アキノ氏ヒアリング報告書」9月10日。

<sup>12</sup> 神戸大学石黒研究室(2010) 「在フィリピン日本大使館菊池商務官ヒアリング報告書」9月8日。

<sup>13</sup> 稲葉敬子(2008)36,37頁。

<sup>14</sup> 稲葉敬子(2008)36,98頁。

<sup>15</sup> 稲葉敬子(2008)36,38頁。

## WEST 論文研究発表会 2010

ッチングにおける情報不足<sup>16</sup>の4点である。

第2の先行研究では、外国人介護福祉士を受入れるために必要なことが、アメリカやシンガポールと比較しながら述べられている。この報告書では、フィリピン人看護師・介護士の国際移動の現状や、日本の介護施設の外国人介護福祉士に対する意見が述べられており、フィリピン人介護福祉士候補者の需要と供給が十分にあることが示されている。

第3の先行研究では、外国人労働者の「人材育成型移民政策」の提言をしている。「若さ」・「専門知識」・「日本語能力」が外国人労働者の中長期的就労を可能にすると述べられている。具体的には、日本国外で日本語や日本の文化・慣習を学習した後、来日後国内で専門知識を獲得し、永住するという提案がなされている。

第4の先行研究では、EPAの外国人看護師候補者受入れに関する問題点を挙げ、その問題点の解決策としてインターナショナルナーシングカレッジというものが提言されている。ここで述べられているインターナショナルナーシングカレッジとは、海外での事前教育後、アジア全域から優秀な人材を募集し、全寮制で育成した上でアジア諸国に還元し、アジア諸国との親善・交流を促進するものである。

第5の先行研究では、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業の問題点について詳しく指摘している。さらに、N.T.トータルケア株式会社がフィリピンのスービックで経営するトロピカル・パラダイス・ヴィレッジ(以下「TPV」という)という日本人退職者向けの介護施設を紹介している。TPVとはN.T.トータルケア株式会社がフィリピンの米軍基地跡地であるスービックベイ<sup>17</sup>に創設した日本人退職者向け長期滞在型ヴィレッジである。TPVはフィリピン政府が世界中の退職者の方々に第二の人生を楽しんでもらおうと、国を挙げて誘致を進めているスービックベイで、2004年3月に営業を開始した。現在はショートステイから中・長期的に滞在する退職者を受入れている施設である。

第6の先行研究では、EPAファンドの設立によって、フィリピン人看護師候補者受入れ事業の解決のための政策提言を行っている。さらに2レベルゲーム理論を用いて、上記事業の解決で、日比EPAが早期締結できることを示している。

## 2-2 本稿の位置づけ

本稿の特徴は以下の5つである。

- ①2レベルゲームにより、日比EPAの再協議交渉を理論分析していること。
- ②国内外で多くのヒアリング調査を実施し、より現実的な政策提言を行っていること。
- ③現行受入れ事業について先取的に取り組んでいる、EPA情報交換会に定期的に出席し、最新の情報を基に現行受入れ事業の現状分析や政策提言を行っていること。
- ④現行受入れ制度の見直しに必要な資金を、EPAファンドから拠出していること。
- ⑤artisocを使い、政策効果をシミュレーションで検証していること。

<sup>16</sup>稲葉敬子(2008)41,42頁。

<sup>17</sup> 首都マニラから直線で北西に約80km、バターン半島の付け根にある特別経済特区。

## WEST 論文研究発表会 2010

石黒馨研究会(2007)では、日比EPAの早期締結を目的としていたが、本稿の目的は、2011年に控える日比EPA再協議で、日比EPAを改善することである。国際交渉の理論分析やartisocによる政策効果の検証は、石黒馨研究会(2007)を踏襲した。一方で、現状分析においては、他の先行研究を参考にした上で、さらに国内外で多くのヒアリング調査を実施し、発効後明らかになった現行受入れ制度の問題を洗い出した。

この現状分析を基に、本稿では現実的かつ実現性の高い政策提言を行った。

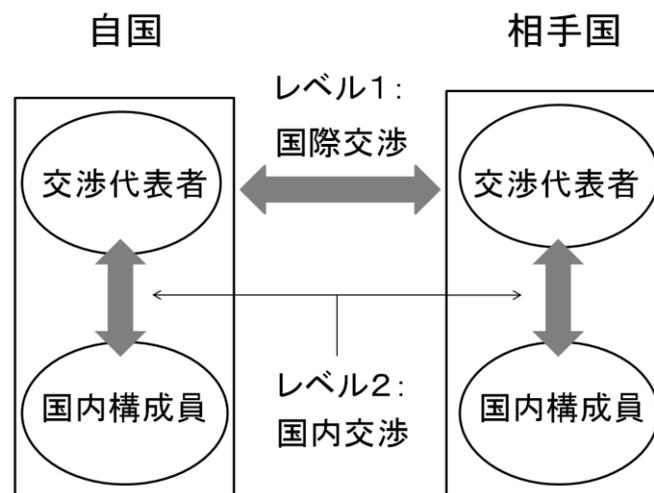
### 第3節 日比EPA交渉の理論

本節では、2011年に控える日比EPAの再協議において、日本側がフィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業を見直すことで、フィリピン側の自動車分野のさらなる関税撤廃が促進されることを検証する。この説明のために、Robert.D.Putnamによって開拓された2レベル分析を用いて、理論分析を行う。

#### 3-1 2レベルゲームの概要

2レベルゲームとは、国際交渉の場であるレベル1と国内批准の場であるレベル2に国際政策交渉を分け、レベル1では相手国との国際合意を、レベル2ではレベル1での合意を国内で承認するかを決定するものである。国内の批准は、国際政治と国内政治を繋ぐ重要なリンクであり、このつながりのために国際政策交渉は国家間の利得配分だけではなく、国内構成員同士の利得配分にも同時に影響する。

図表1 国際政策交渉の2レベルゲーム理論



(出所)筆者作成

# WEST 論文研究発表会 2010

## 3-2 EPA交渉のアクター

日比EPA交渉の2レベルゲームに登場するアクターは、国際交渉の場では日本政府の交渉代表者(G)フィリピン政府(PG)であり、国内構成員では経済産業省(O)、厚生労働省(I)である。国内構成員は国際交渉に直接関与しないが、交渉代表者に圧力をかけることによって国際交渉の結果に影響を及ぼす。経済産業省(O)はEPA推進派<sup>18</sup>の代理人、厚生労働省(I)はEPA慎重派<sup>19</sup>の代理人として行動し、日本政府の交渉代表者(G)は両者の意向を受けながら交渉に入る。(わかりやすくするために、経済産業省と厚生労働省の2部局のみが、日本政府の交渉代表者の選好に影響を与えるとする。)

## 3-3 アクターの目的関数

各アクターの利得は、すなわち国内の政治的支持率であるので、各々のアクターは政策変数<sup>20</sup>の最適水準(交渉の理想)と現在の水準との差を最小化するように行動すると考える。

日本政府の交渉代表者(G)、経済産業省(O)、厚生労働省(I)、フィリピン政府(PG)の目的関数を利得関数によって示す。各アクターの利得関数 $U_i$ ( $i = G, I, O, PG$ )は以下のように表される。 $w$ は受入れ障壁<sup>21</sup>(%)であり、 $t$ はフィリピンの輸入関税(%)である。 $\gamma$ は厚生労働省の交渉力を表す。また $\gamma$ の値が大きければ大きいほど、日本政府は厚生労働省を重視したものを選好する。

$$w = 1 - (\text{実質送出し人数} / 2000 \text{人}) \times 100 (\%)$$

$$t = \text{フィリピンの輸入関税}(\%)$$

$$U_i(w, t) = -(w - w_i)^2 - (t - t_i)^2 \quad i = I, O, PG$$

$$U_G(w, t) = \gamma U_I(w, t) + (1 - \gamma) U_O(w, t)$$

$$w_G = \gamma w_I + (1 - \gamma) w_O$$

日本側のアクターはフィリピンの関税撤廃(関税0%)を希望し、フィリピン側のアクターは、年間の候補者送出し人数を2000人(受入れ障壁0%)を希望している。よって、 $t_G = t_O = t_I = w_{PG} = 0$ とすると、各アクターは、それぞれ最適な貿易障壁の組み合わせ、 $(w_G, 0)(w_I, 0)(w_O, 0)(0, t_{PG})$ によって、政治的支持率を最大にすることができる。現在の受入れ障壁や関税が、それぞれ最適な受

<sup>18</sup> 日本の自動車業界や鉄鋼業界など。

<sup>19</sup> フィリピン人介護福祉士候補者の受入れを検討及び実施している日本の介護施設など。

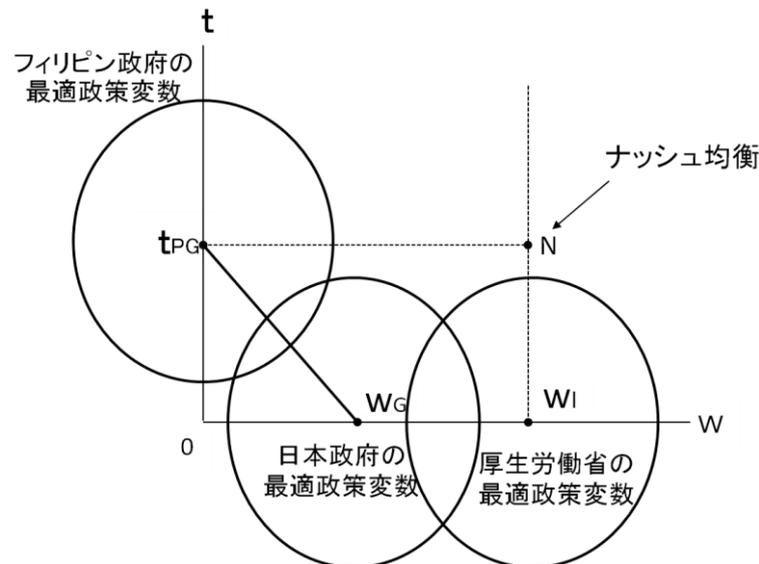
<sup>20</sup> 日比EPA再協議交渉の際の政策変数は、日本側はフィリピン人介護福祉士候補者の受入れ障壁(%)とし、フィリピン側は関税(%)とする。

<sup>21</sup> 受入れ障壁とは、フィリピン政府の求める候補者の送り出し人数のうち、日比EPAを通して送り出すことのできない候補者人数の割合を示した数値である。神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン貿易産業省元次官アキノ氏ヒアリング報告書」9月10日と神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン日本人商工会議所ヒアリング報告書」9月8日より、フィリピン政府が毎年2000人程度の候補者を日本に送り出したいと考えていることが明らかになった。これにより、本稿ではフィリピン政府が求める候補者の送り出し人数を2000人と仮定する。

# WEST 論文研究発表会 2010

入れ障壁や関税から乖離すれば、それだけアクターの政治的支持率は低下するとする。

図表2 主要なアクターの目的関数



(出所) 石黒馨(2007)を参考に筆者作成

## 3-4 交渉締結の条件

交渉条件の成立に関わるは5つの項目が存在する。①アクセプタビリティセット、②ウィンセットと交渉可能領域、③契約曲線、④提案権、⑤改善目標曲線の5つである。以下、それらについて説明する。

### ①アクセプタビリティセット

アクセプタビリティセットとは、日本の交渉代表者が受入れ可能な合意の集合のことであり、日本の交渉代表者の理想点と現状で決定される。図表3では理想点 $(w_G, 0)$ を中心に現状を表す点N(ナッシュ均衡)を通る無差別曲線 $I_A$ の内側となる。

### ②ウィンセットと交渉可能領域

ウィンセットとは、国内構成員の受け入れ可能な合意の集合であり、国内構成員の理想と現状で決定される。図表3では理想点 $(w_I, 0)$ を中心に点Nを通る無差別曲線 $I_I$ の内側となる。またウィンセットの内側が交わった領域が交渉可能領域である。日本の厚生労働省のウィンセットは無差別曲線 $I_I$ の内側にあり、フィリピン政府のウィンセットは無差別曲線 $I_P$ の内側にある。両者の内側が重なる領域が日比EPAの交渉可能領域である。

### ③契約曲線

契約曲線とは、両国の交渉代表者が実際に交渉する点の集合であって、図表3では、 $(w_G, 0)$ と $(0, t_{PG})$ を結んだ線となる。国際交渉は交渉可能領域内にある契約曲線上の点で合意される。交渉可能領域内かつ契約曲線上で合意内容が至れば効率的に交渉がなされている。

# WEST 論文研究発表会 2010

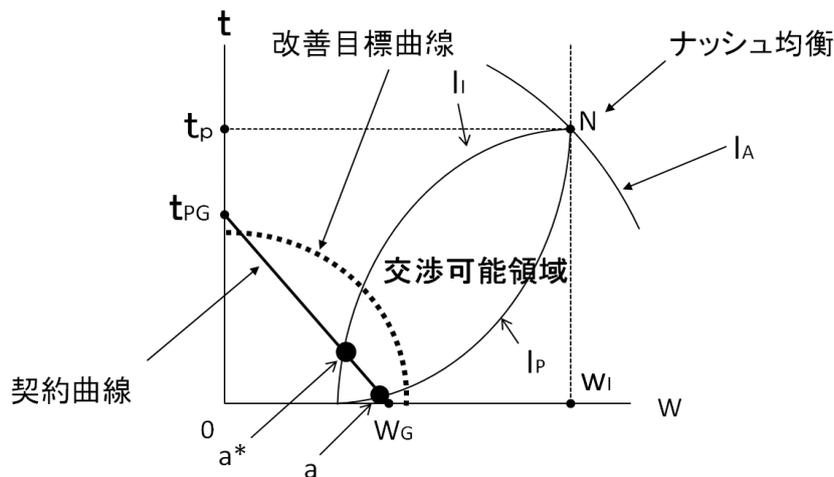
## ④提案権

相手国のウィンセットと自国のウィンセットが重なり合っている領域が交渉可能領域である。国際交渉はこの交渉可能領域内にある契約曲線上の点で合意される。このとき合意される点を決定するのが提案権であり、この提案権が日本にあれば、図表3中の点 $a$ で合意が行われ、逆にフィリピンにあれば点 $a^*$ で行われる。

## ⑤改善目標曲線

通常のFTA(EPA)締結交渉を取り上げた2レベルゲーム理論の場合、EPA交渉が成立するためには、2国間のコンセンサスをとるだけでなく、GATT24条<sup>22</sup>でFTA(EPA)として容認されなければならない。すなわち、GATT24条制約曲線の内側の領域に合意内容が至っていなければ、FTA(EPA)として国際法上認められない。しかし、日比EPAはすでに締結されているため、GATT24条はすでにクリアしているものと考え、本稿では取り扱わないものとする。代わって、現在の日比EPAよりも関税削減が進んでいる状況を作り出すために、GATT24条制約曲線よりも内側に新たに改善目標曲線を設定する。この内側の領域で合意がなされるように本稿では考える。

図表3 交渉締結条件



(出所) 石黒馨(2007)を参考に筆者作成

## 3-5 サイドペイメント

サイドペイメントとは、各アクターが他のアクターの選好を変化させるための補助金や経済援助のことである。例えば、日比EPA締結により不利益を被る国内構成員のコストを自国の交渉代表者がサイドペイメントで軽減する。こうすることで、国内構成員のウィンセットが左にシフトし、交渉合意の可能性(線分 $aa^*$ )が拡大する。本稿では、このサイドペイメントを、日比EPA

<sup>22</sup> GATT第24条では、FTA締結の条件として、「①90%以上の関税撤廃、②特定分野(農業)の一括除外は禁止、③関税撤廃は例外を除き10年以内」を挙げている。

# WEST 論文研究発表会 2010

の慎重派である候補者受入れ施設に与えることで、ウィンセットを左に動かす。このサイドペイメントについては、第3章の政策提言で詳しく述べる。

## 3-6 介護福祉士候補者受入れ人数増大による日比EPAへの影響

日比EPAはすでに発効されているにも関わらず、自動車など一部の分野にはまだ関税が残っている。では、実際に2レベルゲーム理論を使って、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ人数増大が、フィリピン側の関税削減を促進することを検証する。

まず、厚生労働省の効用関数は、以下の式で表わされる。

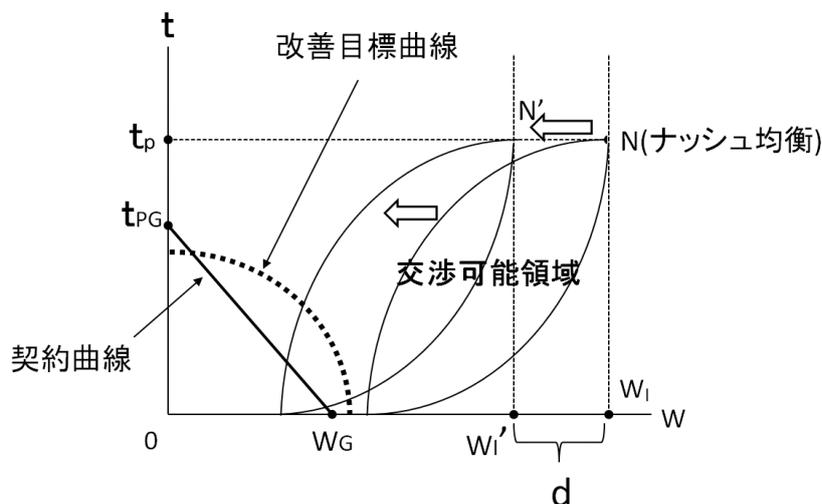
$$U_I(w, t) = -(w - w_I)^2 - (t - t_I)^2$$

本稿の政策提言では、現行受入れ制度を見直し、受入れ施設にサイドペイメントを与える。それにより、受入れ施設が抱えるフィリピン人介護福祉士候補者受入れに対する費用が低減し、候補者の受入れ人数が増大する。その結果、受入れ施設が候補者受入れに積極的な姿勢となり、受入れ障壁が  $d\%$  下がるとする。

$$U_I(w, t) = -(w - (w_I - d))^2 - (t - t_I)^2 \quad (w_I' = w_I - d)$$

よって図表4のように、厚生労働省のウィンセットが左に移動し、同時にナッシュ均衡も  $N$  から  $N'$  へと移動する。厚生労働省のウィンセットは  $w_I$  を中心とする  $N'$  を通る無差別曲線に、外国政府のウィンセットは  $t_p$  を中心とする  $N'$  を通る無差別曲線に変わる。

図表4 フィリピン人介護福祉士候補者受入れ人数増大による日比EPAへの影響



(出所) 石黒馨(2007)を参考に筆者作成

## WEST 論文研究発表会 2010

現状においてはフィリピン側の関税削減の交渉可能領域が契約曲線上にない状況であったが、厚生労働省の提示する受入れ障壁が下がると、交渉可能領域が左にシフトし、交渉可能領域内に契約曲線を納めることができる。つまり、関税削減の合意に至る可能性が上昇する。

以上、2レベルゲームによって日比EPAの再協議交渉の際に、フィリピン側のさらなる関税削減のためには、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ人数増大が有効であるかどうかを検証した。

第2章では、日比EPAの介護福祉士候補者受入れ事業の課題を明らかにするために、現状分析を行う。

## 第2章 日比 EPA の介護福祉士候補者 受入れ事業の現状分析

本章では、日比 EPA のフィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業の現状分析を行う。

### 第 1 節 現行受入れ事業の現状

本節では、初めに日比 EPA の介護福祉士候補者受入れ事業の制度を説明する。その後、フィリピンの候補者の潜在的な供給と需要を示し、これまでの候補者の受入れ実績を述べる。

#### 1-1 フィリピン人介護福祉士候補者受入れ制度

日比 EPA に基づくフィリピン人介護福祉士候補者受入れ制度には就労コースと就学コースがあるが、本稿では就労コースに焦点を当てることとする。本稿で就学コースを取り扱わない理由は、就学コースは、平成 24 年度から国家試験の不合格者も准介護福祉士として、そのまま日本での就労が認められることになっているからである<sup>23</sup>。

では、就労コースについて説明する。候補者の入国資格は、フィリピンの看護大学卒業生、またはフィリピンの 4 年生大学卒業生で、フィリピン政府認定の介護士資格を取得した者である。候補者は来日後 6 ヶ月の日本語・介護導入研修を受ける。その後受入れ施設で 3 年間の介護実務経験を積んだ上で、介護福祉士国家資格の取得を目指す。介護福祉士国家試験の合格者は、その後日本での就労できるが、在留期間内に介護福祉士国家資格を取得できなかった者は、帰国しなければならない。さらに詳しい就労コースの概要については付録に記載した。

では次に候補者が来日するまでの流れを説明する。候補者の来日までの流れは図表 6 のようになっている。フィリピン人介護福祉士候補者と受入れ希望施設とのマッチングに関しては、受入れ調整を(社)国際厚生事業団(以下「JICWELS」という)、送出し調整をフィリピン海外雇用庁(以下「POEA」という)が行う。

候補者の来日までの流れは、まず JICWELS が日本の受入れ希望施設の募集を行い、POEA がフィリピン人介護福祉士候補者の募集を行う。その後、JICWELS と POEA が受入れ希望施設と

<sup>23</sup>国際厚生事業団「平成 22 年度版フィリピン人看護師・介護福祉士受入れ枠組～フィリピン人看護師・介護福祉士受け入れパンフレット～(介護福祉士・就学コース)」2 頁。

[http://www.jicwels.or.jp/html/h22\\_epa\\_images/h22\\_syugaku\\_2.pamphlet.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h22_epa_images/h22_syugaku_2.pamphlet.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

# WEST 論文研究発表会 2010

候補者の情報交換を行い、JICWELS は受入れ希望施設に候補者の情報を提供し、POEA は候補者に受入れ希望施設の情報を提供する。その後、受入れ希望施設の受入れ意向と候補者の就労意向を基に、JICWELS と POEA がマッチングを行い、候補者の受入れ先が決定される。双方が雇用契約を結び、候補者が来日することになる。

## 1-2 フィリピン人介護福祉士候補者の供給

先述の通り、フィリピンの海外就労者数は多い。このようなフィリピンの現状を踏まえ、フィリピン人介護福祉士候補者の入国資格を満たす①看護大学卒業者、または②4 年生大学卒業者でフィリピン政府認定の介護士資格保有者の供給が十分に存在するの点について述べる。

まず①について述べる。フィリピン国内の 2009 年 11 月の看護師資格取得者数は 37,527 人<sup>24</sup>、2010 年 6 月の看護師資格取得者数は 37,679 人<sup>25</sup>となっており、毎年多くの看護師が輩出される。またフィリピン人看護師の海外新規就労者数は 2007 年に 9004 人、2008 年に 12,618 人、2009 年に 13,465 人となっており、毎年 1 万人超の看護師が海外へ就労機会を求めて出国している。<sup>26</sup> よって、フィリピンでは多くの看護師が毎年輩出され、その多くが出国していることがわかる。

また、フィリピンの看護師よりも、先進国の介護士の方が高い賃金を得られる。さらに、海外では看護師よりも介護士の方が就労機会が多いため、フィリピンの看護師資格を保有していても海外で介護士として働く人は多い。よって日本の就労条件次第では、来日して介護士としての就労を希望するフィリピン人看護師は多いと考えられる。

次に②について述べる。まず 4 年制大学卒業者数についてである。フィリピン高等教育委員会によると、2008 年度のフィリピンの 4 年制大学卒業者は約 50 万人にのぼるといふ。次にフィリピンの介護士資格は、6 ヶ月間の座学と 2 ヶ月間の実習を修了すれば誰でも資格を取得することができる。よって介護士資格の取得は比較的容易である。

図表 5 はフィリピン人介護士海外新規就労者数を示している。図表 5 より、毎年約 1 万人のフィリピン人介護士海外新規就労者がいることがわかる。よって 4 年制大学卒業者が年約 50 万人いること、フィリピンの介護士資格取得が容易なこと、年間のフィリピン人介護士新規海外就労者は多いことから、フィリピンでは 4 年制大学卒業の介護士の供給は潜在的に存在すると考える。

図表 5 フィリピン人介護士海外新規就労者数

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
フィリピン人介護士海外新規就労者数	18,878	20,394	16,146	14,412	14,399	10,109	9,228

(出所) Philippine Overseas Employment Administration(2009) 「Overseas Employment Statistics」より筆者作成

<sup>24</sup> Board Of Nursing “NLE NOVEMBER 2009 Results”  
[http://bonphilippines.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=300&Itemid=58](http://bonphilippines.org/index.php?option=com_content&task=view&id=300&Itemid=58)  
 (2010/10/29 最終アクセス)

<sup>25</sup> Board Of Nursing “NLE JUNE 2010 Results”  
[http://bonphilippines.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=323&Itemid=58](http://bonphilippines.org/index.php?option=com_content&task=view&id=323&Itemid=58)  
 (2010/10/29 最終アクセス)

<sup>26</sup> Philippine Overseas Employment Administration(2009) 「Overseas Employment Statistics」 p.22  
[http://www.poea.gov.ph/stats/2009\\_OFW%20Statistics.pdf](http://www.poea.gov.ph/stats/2009_OFW%20Statistics.pdf) (2010/10/29 最終アクセス)

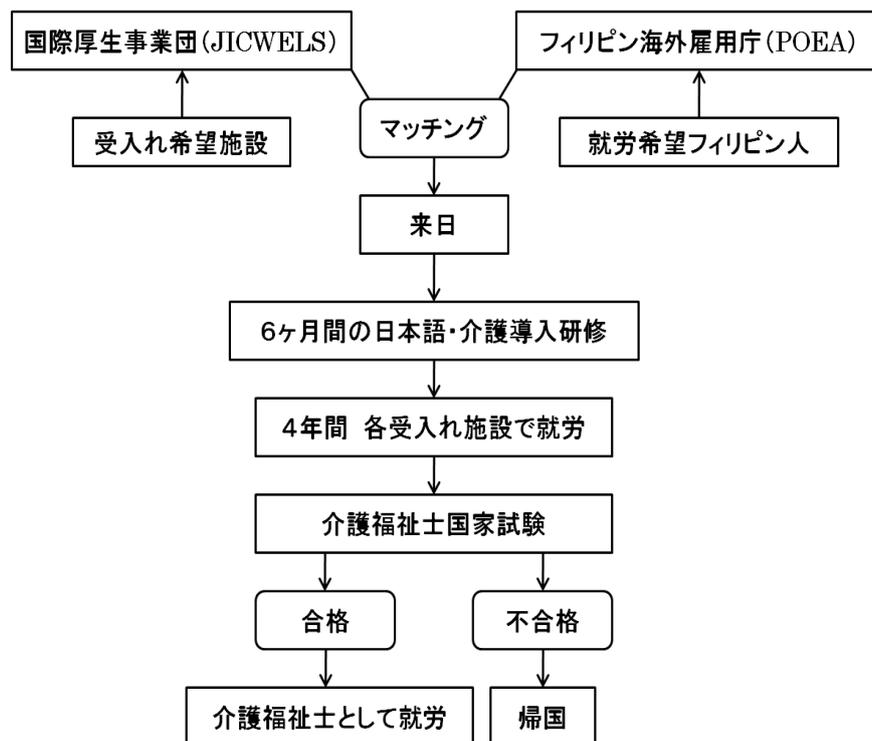
## WEST 論文研究発表会 2010

フィリピンの看護学校の学生や介護士学校の学生のアンケート<sup>27</sup>によると、就労希望国はカナダやアメリカやイギリスであった。理由は3点ある。第1に、それらの国で就労すると賃金が高いこと、第2に英語で就労できること、第3に永住権の取得などができることである。日本は高賃金だが、日本語の学習をしなければならないことに加え、受入れ制度にも問題点がある。そのため、看護学校や介護士学校の学生は、日本を上記の国の滑り止めとして考えている。<sup>28</sup>

日本を選んだ理由について、来日後、寝屋川石津園で就労中の候補者 Michelle Pollo 氏にヒアリング調査を行った。彼女は、日本のメリットとして、アメリカやカナダは4~5年待たなければならないが、日本はすぐ働けるという点を挙げた。アメリカやカナダは人気で倍率が高いため、待ち期間が長い。そのため、すぐに働きたい人々が日本を選ぶということである。

以上より、フィリピン人介護福祉士候補者の供給は潜在的には十分存在するが日本への就労を希望する人は少ないことが分かる。日本が受入れ制度を整えることで候補者の増加は可能であると考える。

図表6 就労コースの流れ



(出所)厚生労働省「平成22年度日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて参考資料」2頁より筆者作成

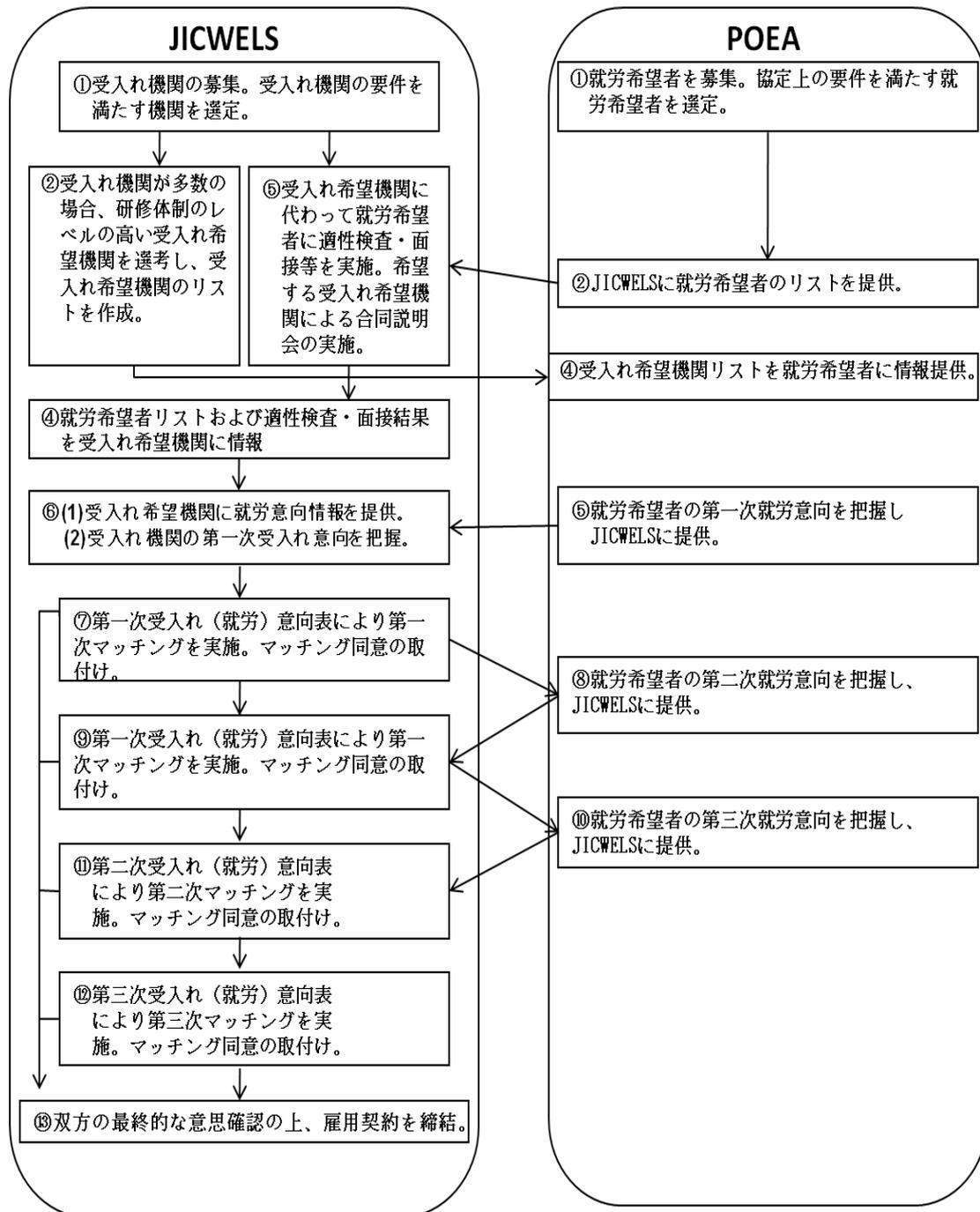
<sup>27</sup>マリア・レイナルース・D・カルロス、佐藤千鶴子、Ruben Caragay(2008)「日本ーフィリピン間の人の移動に関する会議報告書 フィリピン人看護師・介護士の国際移動 - 日本への送出しの可能性(2008年3月25日)」『研究シリーズ8』31~39頁。

<http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries8.pdf> (2010/10/09 最終アクセス)

<sup>28</sup>出井康博(2009)9頁~41頁。

# WEST 論文研究発表会 2010

図表 7 就労コースのマッチング



(出所)国際厚生事業団「平成 22 年度版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れパンフレット」19 頁より筆者作成

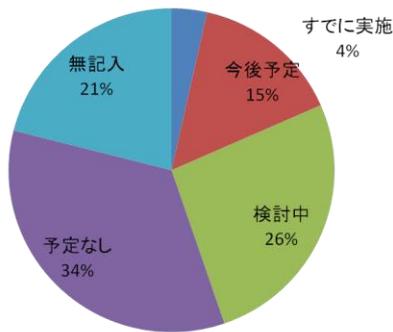
## 1-3 フィリピン人介護福祉士候補者の需要

次に、フィリピン人介護福祉士候補者受入れの日本側の現状について述べる。日本の2010年の

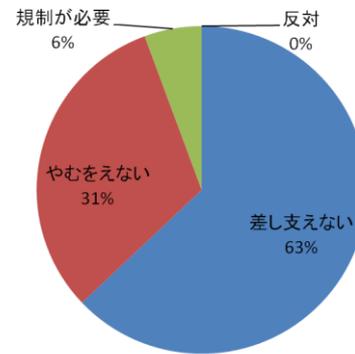


# WEST 論文研究発表会 2010

図表 8 大阪府の介護施設  
外国人介護士の採用



図表 9 大阪府の介護施設 外国人介護士が  
今後増加する可能性について



(出所) マリア・レイナルルス・D・カルロス、内田晴子・後藤由美子・中井久子・松井智子(2008)96頁、104頁より筆者作成

図表 10 フィリピン人介護福祉士候補者受入れ実績

	平成21年度	平成22年度
就労コース	190人	72人
就学コース	27人	10人

(出所) 厚生労働省(2010)「(社) 国際厚生事業団について<<事務・事業説明資料>>」6頁より筆者作成

## 第2節 現行受入れ制度の問題点

前節では、フィリピン人介護福祉士候補者の潜在的な供給と需要が存在するにも関わらず、年々候補者の受入れ人数が減少しているという現状を述べた。本節では、その原因として、現行受入れ制度に10点の問題点があると考えられる。それらについて図表11を参照して述べる。

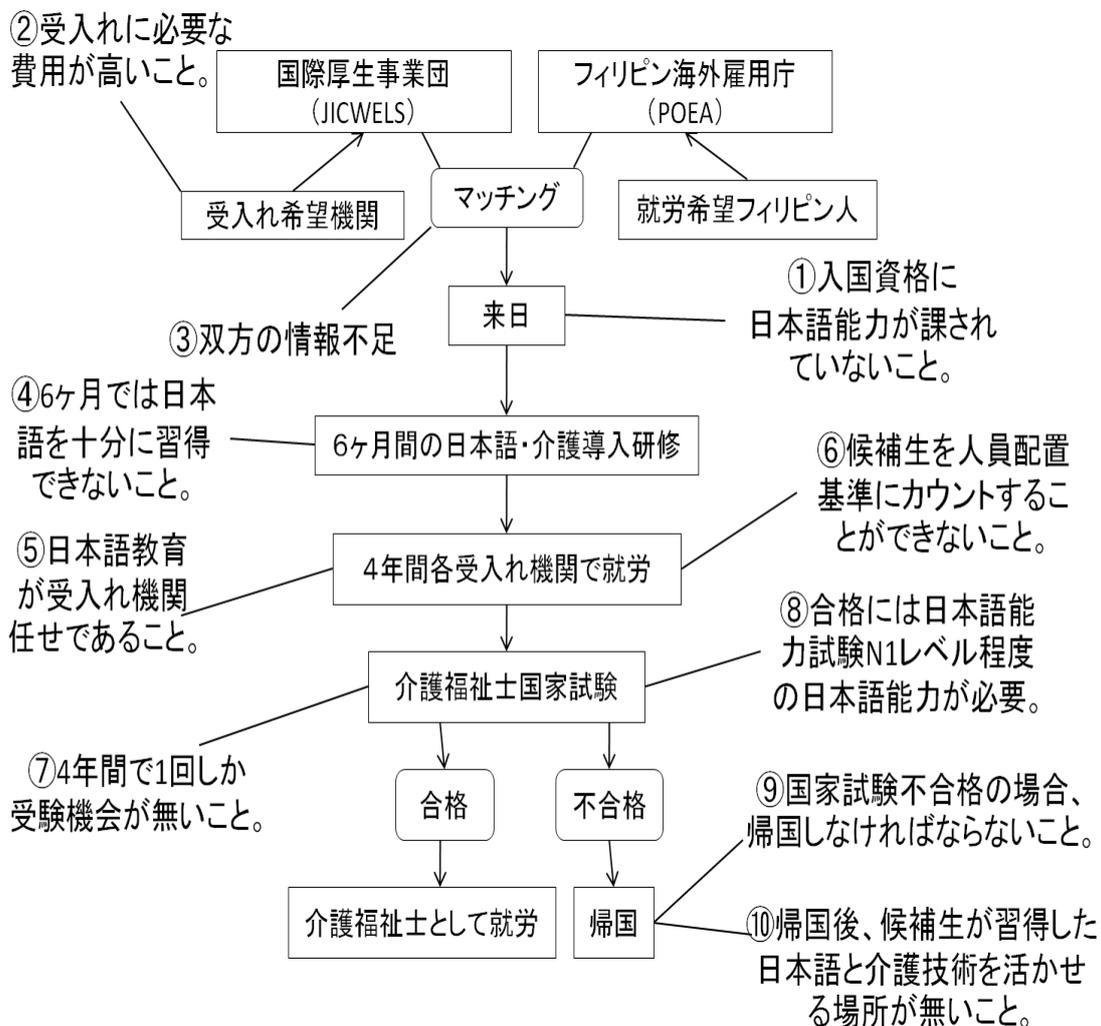
候補者の受入れ人数減少に繋がっていると考えられる現行受入れ制度の問題点は、以下の10点が挙げられる。

- ①候補者の入国資格に日本語能力が課されていないこと。
- ②受入れに必要な施設負担費用が高いこと。
- ③マッチングの際に双方の情報交換が不十分であること。
- ④6ヶ月間の日本語・介護導入研修では十分な日本語を習得できないこと。
- ⑤6ヶ月間の日本語・介護導入研修後の日本語教育は、受入れ施設任せであること。

## WEST 論文研究発表会 2010

- ⑥受入れ施設が候補者を介護保険制度の人員配置基準にカウントできないこと。
- ⑦候補者の在留期間は4年間であるが、国家試験の受験資格に3年以上の介護実務経験が必要なため、国家試験の受験機会が1回しかないこと。
- ⑧介護福祉士国家試験に合格するためには、高度な日本語能力が必要であること。
- ⑨介護福祉士国家試験の不合格者は帰国しなければならないこと。
- ⑩介護福祉士国家試験の不合格者はフィリピンに帰国後、日本語能力と介護技術を活かす場所がないこと。

図表 11 現行受入れ制度の問題点



(出所) 筆者作成

以上の問題点は大きく4点の課題にまとめることができる。

- (1)在留資格の課題(⑦⑧⑨⑩より)
- (2)日本語教育の課題(①④⑤より)
- (3)受入れ施設の金銭的負担の課題(②⑥より)
- (4)マッチングの課題(③より)

この4点の課題について以下で詳しく述べる。

# WEST 論文研究発表会 2010

## 第3節 現行受入れ制度の課題

本節では、前節で挙げた現行受入れ制度の10点の問題点を、4点の課題としてまとめ、それらの課題について述べる。

### 3-1 (1)在留資格の課題(⑦⑧⑨⑩より)

先述の通り、現行受入れ制度ではフィリピン人介護福祉士候補者が、日本で4年の在留期間を超えて滞在するためには、介護福祉士国家資格取得が必要となる。この条件は候補者にとって厳しい条件となっている。その理由として以下の2点がある。

第1に、国家試験の受験資格を満たすためには、3年以上の介護実務経験が必要となるため、候補者は4年という在留期間内で1度しか受験機会がないことである。

第2に、国家試験合格には難解な日本語の理解が必要とされることである。具体的に国家試験合格に、どの程度の日本語能力が必要とされるかについて、ヒアリング調査<sup>36</sup>を実施した。ヒアリング調査結果によると、介護福祉士国家試験では日本語能力試験 N1 レベル程度の日本語能力が必要となり、期間としては日本語学校で3~4年の学習が必要であるということが明らかになった。そのため4年の在留期間内に、候補者が就労しながら、その日本語能力を身につけることは難しい。

またこのような在留資格に加えて、国家試験に不合格となり、帰国した候補者は、日本で学んだ日本語能力や介護技術を活かす場所がフィリピンには無いため、次の雇用につながらないことも問題である。このような状況では、日本での就労を希望する候補者は減少していくと考えられる。日本側の受入れ施設も同様に、日本語教育や国家試験対策の点で大きなコストを負担しているにも関わらず、候補者が引き続き就労することができないのであれば、受入れ希望求人数は減少していくと考えられる。

### 3-2 (2)日本語教育の課題(①④⑤より)

3-2 で述べたように、介護福祉士国家試験合格のためには日本語能力試験<sup>37</sup>N1 レベル<sup>38</sup>程度の日本語能力が必要である。しかし現行受入れ制度では、候補者が4年以内にN1レベルの日本語能力を習得することは難しい。その理由は2つある。第1に、就労前の候補者への日本語教育が不十分であること、第2に、就労後の候補者への日本語教育が受入れ施設任せになっていることが挙げられる。

まず第1の就労前の日本語教育が不十分であることについて述べる。現行受入れ制度では、候補者の入国資格に日本語能力は課されていない。また、POEAの選抜においても日本語能力は全

<sup>36</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9月13日。

<sup>37</sup> 日本語を母語としない人の日本語能力を測定し、認定する試験。国際交流基金と日本国際教育支援協会が実施している。

<sup>38</sup> 幅広い場面で使われる日本語を理解することができるレベル。

## WEST 論文研究発表会 2010

く考慮されていない。このため、来日する候補者の日本語能力に、ばらつきがある。さらに、候補者のほとんどは来日前に日本語の勉強をしたことがない。入国条件に日本語能力が課されていないことで、候補者は全く日本語を知らないまま来日し、日本語・介護導入研修を受講することになる。

この日本語・介護導入研修の日本語研修は、基礎的な日本語能力と、最低限の日本語コミュニケーション能力を習得させるという観点から策定されたカリキュラムに基づき、実施されるものである。<sup>39</sup>しかしこの日本語研修では、候補者が就労に必要な日本語能力を習得するには、短すぎるということがヒアリング調査結果から明らかになった。そのヒアリング調査結果は図表 12 にまとめた。

第 2 に、就労開始後の日本語教育が受入れ施設任せになっていることについて述べる。6ヶ月の初期研修の後、JICWELS は候補者 1 人当たり年間 235,000 円<sup>40</sup>の支援や、定期的な集合研修の実施、テキストの配布などしか行わない。また、厚生労働省や JICWELS から日本語教育に関するモデルプランなどは示されていない。そのため、就労開始後の国家試験対策などの日本語教育は、受入れ施設任せとなっている。

図表12 6ヶ月間の日本語・介護導入研修に関する受入れ施設の意見

	寝屋川石津園	豊寿荘
就労開始当初の候補者の日本語能力	全く日本語が話せなかった。	日本語でコミュニケーションをとることができなかった。
候補者の日本語能力の感想	日本語能力は想像以下である。	日本語能力は想像以下であった。
6ヶ月の日本語・介護導入研修で学んできたこと	日本語の定型文、専門用語の漢字など	日本語でコミュニケーションをとる機会はなかった。

(出所) ヒアリング調査<sup>41</sup>より筆者作成

ここで、ヒアリング調査を行った先述の寝屋川石津園と豊寿荘が、実際に候補者に行っている日本語教育を図表 13 にまとめた。

<sup>39</sup>厚生労働省(2009)「平成 22 年度日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ」15 頁。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/dl/07-c.pdf> (2010/11/09 最終アクセス)

<sup>40</sup>国際厚生事業団「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ支援事業」

<sup>41</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人たちばな会寝屋川石津園ヒアリング報告書」9月22日。

神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人高齢者総合福祉施設豊寿荘ヒアリング報告書」9月28日。

# WEST 論文研究発表会 2010

図表 13 受入れ施設が候補者に行っている日本語教育

	寝屋川石津園	豊寿荘
日本語学校への通学	日本語学校に週に1回。	①日本語学校に週に1回。 ②フィリピン人のための日本語教室に週に1回。
施設での日本語教育	①就労中に、就労現場のリーダーが教える。 ②週に1回日本語の勉強クラスを設ける。 (JICWELS から配布された国家試験の問題集を解く。)	週に2回日本語の勉強クラスを設ける。(日本語学校の宿題や「JICWELSから配布された問題集を解く。)

(出所) ヒアリング調査<sup>42</sup>より筆者作成

以上のように、ヒアリング調査を行った2施設は、どちらも週に1回候補者を日本語学校へ通学させており、その他に施設で日本語を勉強する機会を設けていた。しかし、日本語学校へ通学させると金銭的負担も大きいことから、日本語学校へは通学させず、施設内だけで日本語を教育している施設も多い。JICWELSの平成22年度10月の調査結果<sup>43</sup>によると、日本語を施設内で指導している施設は81.2%、日本語学校へ通学させている施設は17.6%となっている。介護現場では人材不足であるのに、施設の職員が日本語教育を行うことは他の職員にとっても、重い負担となっている。<sup>44</sup>

以上より、現行受入れ制度の日本語教育の課題として、就労後の候補者への日本語教育が受入れ施設の負担となっていることが挙げられる。

### 3-3 (3)受入れ施設の金銭的負担の課題(②⑥より)

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ施設の金銭的負担について述べる。現行受入れ制度において、実際に受入れ施設が負担する賃金以外の費用を下記した。

#### 1、受入れ手続き費用

##### ①初年度の費用

- ・求人申込手数料 (31,500円/1受入れ機関あたり) : JICWELSへ
- ・あっせん手数料 (138,000円/1人あたり) : JICWELSへ
- ・送り出し機関への手数料(450ドル=36450円<sup>45</sup> : 1人あたり):POEAへ
- ・滞在管理費 (21,000円/年間1人あたり) : JICWELSへ
- ・日本語・介護導入研修費用(360,000円/1人あたり) : 各研修機関へ

小計 1,142,400円<sup>46</sup> (2名受入れの場合<sup>47</sup>)・・・㊦

<sup>42</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人たちばな会寝屋川石津園ヒアリング報告書」9月22日。

神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人高齢者総合福祉施設豊寿荘ヒアリング報告書」9月28日。

<sup>43</sup>国際厚生事業団「巡回訪問・受け入れ窓口などからの受入れ状況などについて平成22年10月」

[http://www.jicwels.or.jp/html/h23\\_epa\\_images/h23\\_ukeire\\_setumei.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h23_epa_images/h23_ukeire_setumei.pdf) (2010/10/30 最終アクセス)

<sup>44</sup>N.T トータルケア株式会社(2009/11/25)「介護施設や病院がEPAの人材受入れを躊躇する理由」

<sup>45</sup> 2010年10月22日の為替レートで換算。

# WEST 論文研究発表会 2010

②翌年度以降の費用（2年目から4年目）

・滞在管理費（21,000円/年間1人あたり）：JICWELSへ

小計 126,000円<sup>48</sup>（2名受入れの場合）・・・㊦

（出所）JICWELS「平成23年度版 EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」70頁。

また、上記以外に日本語教育に必要な費用も受入れ施設は負担する。候補者が週2回、日本語学校に通うと仮定した費用を以下に示す。

2、来日後の候補者の日本語学校受講費<sup>49</sup>：候補生1人当たり

①日本語能力試験 N3 レベル講座(80時間/6ヶ月):160,000円

②日本語能力試験 N2 レベル講座(800時間/2年6ヶ月):1,600,000円

③日本語能力試験 N1 レベル講座(80時間/6ヶ月):160,000円

小計 3,840,000円<sup>50</sup>（2名受入れの場合）・・・㊧

なお日本語教育費については、JICWELSから候補者1名当たり年間235,000円の支援がある。よって、候補者2名を受入れた場合、4年間で1,880,000円（㊥とする）の支援を受けることができる。

以上より、受入れ施設の合計負担金額を算出する。

㊦+㊩+㊧-㊥

=1,142,400円+126,000円+3,840,000円-1,880,000円

=3,228,400円

よって受入れ施設は賃金以外にも多額の負担を強いられており、日本語学校に通学させる上記のケースの場合は、2名の候補者を受入れると計3,228,400円の負担となる。

さらに受入れ施設は、候補者に対して日本人と同等以上の賃金を支払っているにも関わらず、候補者を介護保険制度の人員配置基準<sup>51</sup>にカウントできないため、さらに介護従事者1名の人件

<sup>46</sup> 31,500+(138,000+36,450+21,000+360,000)×2名=1,142,400

<sup>47</sup> 初めてフィリピン人介護福祉士候補者を受入れる施設は2~5名を受入れなければならない。

<sup>48</sup> 21,000円×2名×3年間=126,000円

<sup>49</sup> N.T.インターナショナルアカデミー「Japanese Language Proficiency Test Preparation Class」

<http://ntia.jp/JSchool/fulltime.html>(2010/11/09 最終アクセス)

<sup>50</sup> (160,000+1,600,000+160,000)×2名=3,840,000円

<sup>51</sup> 共同生活住居毎に、常勤換算で、利用者：介護職員=3:1以上の比率で配置すること。

尚、夜間（午後6時~10時）及び深夜（午後10時~午前6時）の時間帯は、利用者の人数に関わらず「通常の（宿直勤務ではない）勤務者」を常時1人以上配置する必要がある。

## WEST 論文研究発表会 2010

費が必要となり、これも受入れ施設の金銭的負担を増加させる 1 つの原因となっている。<sup>52</sup>

### 3-4 (4)マッチングの課題(③より)

現行受入れ制度では、受入れ施設が候補者と雇用契約を締結するまでに、適切なマッチングが行われていない。その理由は 2 点ある。

まず第 1 に、受入れ施設に提供される候補者個人の情報が不足している点である。平成 22 年度、受入れ施設に提供された候補者個人の情報は以下の通りである。

- ①顔写真、氏名、性別、年齢
- ②住所(県名、市町村名)
- ③学歴(入卒年、学校名、取得学位)
- ④フィリピンの介護士認定年月日
- ⑤職歴<sup>53</sup>
- ⑥健康状態
- ⑦日本語能力、日本語学習歴(学習時期、学習期間、国、日本語学習機関名)
- ⑧就労を希望する施設(地域、都道府県、施設種別等)
- ⑨就労上配慮してほしい事項
- ⑩大学学業成績証明書
- ⑪面接ビデオクリップ<sup>54</sup>

(出所)厚生労働省「平成 22 年度日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ」70 頁。

上記のように、受入れ施設に提供される候補者個人の情報は簡単な履歴書のみである。このような限られた情報だけで、受入れ施設は雇用契約を締結する候補者を選考しなければならない。

第 2 に、受入れ施設と候補者個人との直接的な面接が実施できないという点である。現行受入れ制度では、面接は JICWELS が独自に実施し、その結果を受入れ施設へ提供している。平成 22 年度からは現地合同説明会が開催され、希望する受入れ施設は実費でフィリピンを訪問し、施設の概要や仕事内容について候補者個人に直接説明できるようになった。しかし、受入れ施設と候補者個人の直接的な面接は未だ実施されていない。

以上の 2 点が、現行受入れ制度のマッチングの課題となる。よって、この課題も受入れ施設減少を引き起こす原因の 1 つとなっている。

<sup>52</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人高齢者総合福祉施設豊寿荘ヒアリング報告書」9月28日。

<sup>53</sup>海外就労歴を含む。

<sup>54</sup> JICWELS が行った面接のもの。就労希望者が就労を希望する施設にのみ提供される。

## 第4節 現状分析のまとめ

日比 EPA は 2008 年 12 月に発効したが、未だ鉱工業分野において関税が撤廃されていない状況である。また、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業においては、候補者の受入れ人数が受入れ上限を満たしていない。2011 年に控える日比 EPA の再交渉で、日本側が鉱工業分野での関税撤廃をフィリピン側に求めるためには、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ人数を増加させなければならない。

本章の現状分析により、現行受入れ制度には 4 つの課題が存在する。

- ①在留資格の課題。
- ②日本語教育の課題。
- ③受入れ施設の金銭的負担の課題。
- ④マッチングの課題。

これらの課題が、候補者の受入れを希望する介護施設の減少、来日を希望する候補者の減少の要因となっている。よって第 3 章の政策提言では、EPA ファンドから現行受入れ制度の見直しに必要な資金を拠出することで、具体的な制度改革を提案する。これにより、受入れ希望施設と来日希望の候補者を増加させ、1 万人のフィリピン人介護福祉士候補者受入れを可能にする。

## 第3章 日比 EPA 改善のための政策提言

---

第1章では、2レベルゲームの理論分析を用いて、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ人数の増加が、日比 EPA の関税撤廃を促進させるということを示した。本章では、1万人のフィリピン人介護福祉士候補者の受入れを可能にする、現行受入れ制度の見直し案を提言する。

第1節では、現行受入れ制度の在留資格の課題に対する見直し案を提言する。

第2節では、現行受入れ制度の日本語教育の課題に対する見直し案を提言する。具体的には、フィリピンにケアヴィレッジを設立し、そこで初期研修を実施する。さらに、来日後は候補者全員に日本語講座を受講させる。

第3節では、受入れ施設の金銭的負担の課題に対する見直し案を提言する。

第4節では、マッチングの課題に対して、JICWELS が提示する平成 23 年度の見直し案について述べる。

第5節では、本稿の政策提言で設立する EPA ファンドの概要を述べ、さらに EPA ファンドの資金源と制度見直しに必要な新たな拠出先を具体的に示す。

第6節では、artisoc というシミュレーションソフトを用いて、2011 年に控える日比 EPA の再協議の際に本稿の政策提言が持つ政策効果を検証する。

以上が本章の概要である。

### 第1節 在留資格の課題の解決

本節では、現行受入れ制度の在留資格の課題を解決するために、在留資格を見直す。具体的には以下の通りである。

#### 【現行受入れ制度】

「来日後 3 年間の介護実務経験を積んだ上で、4 年以内に介護福祉士国家資格取得」

#### 【提言】

##### ①在留資格

「来日後 3 年間の介護実務経験を積んだ上で、6 年以内に介護福祉士国家資格取得」

##### ②在留延長資格

「来日後 4 年以内にホームヘルパー2 級と日本語能力試験 N2 レベル取得」

現行受入れ制度では、3 年間の介護実務経験を積んだ上で、来日後 4 年以内に介護福祉士国家資格を取得しなければならない。しかし、日本語が未熟な候補者が、4 年以内に日本語能力試験

## WEST 論文研究発表会 2010

N1 レベル程度の日本語能力を必要とする<sup>55</sup>国家試験に合格することは難しい。そこで本稿では、国家資格の取得期間を延長し、来日後 6 年以内の介護福祉士国家資格取得を在留資格とする。また来日 4 年目以降の在留を認める条件として、ホームヘルパー2 級と日本語能力試験 N2 レベルの取得を在留延長資格として設ける。この理由は、来日後 4 年以内に、就労するのに必要な日本語能力と介護技術が身に付いた候補者は在留を認め、それに及ばない候補者は在留を認めないことで、足切りを実施するためである。実際に、EPA 情報交換会で、出稼ぎ感覚で来日していたり、日本人との婚約の機会を求めて来日しているために、自己学習能力が低い候補者もいるということが明らかになった。<sup>56</sup>よって、本当に日本の介護施設で働きたいという意思がある候補者だけに絞るために、この在留延長資格を設ける。

次に、在留延長資格であるホームヘルパー2 級について説明する。ホームヘルパー2 級とは、介護従事者の中でも保有者が多く、一般的な資格である。実務内容としては、介護施設で行う施設介護や病院で行う院内介護などがある。ホームヘルパー2 級は 130 時間の講座を受講すれば取得できる。当然フィリピン人介護福祉士候補者も 130 時間の講座を受講すれば資格を取得できる。

ホームヘルパー2 級の介護技術について、EPA 情報交換会<sup>57</sup>で社会福祉法人たちばな会の荒木氏にヒアリング調査を実施した。回答は以下の通りである。

### 【荒木氏の回答】

「ホームヘルパー2 級と介護福祉士の仕事内容には、ほとんど違いは無い。なので、提供できる介護レベルもほとんど同じである。強いて介護福祉士とホームヘルパー2 級との違いを言うと、知識量、初任給、昇進の早さなどだけである。実際に、たちばな会の寝屋川石津園では約 140 人の従業員の内、約 60 人がホームヘルパー2 級の資格だけで働いている。」

(出所) ヒアリング調査<sup>58</sup>より筆者作成。

このヒアリング結果より、ホームヘルパー2 級の資格を取得すれば、介護技術に問題は無いと考えられる。

次に、在留延長資格である日本語能力試験 N2 レベルについて述べる。ここでの焦点は以下の 2 点であると考えられる。

- ①候補者にとって、来日して 4 年以内に N2 レベルの日本語能力を取得できるのか。
- ②介護現場で働く上で、N2 レベルの日本語能力で問題は無いのか。

まず①について、漢字圏の学生と非漢字圏の学生が N2 レベルの日本語能力を取得するのに要する学習時間と学習期間、その合格率を図表 14 にまとめた。

<sup>55</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9 月 13 日。

<sup>56</sup> N.T.トータルケア株式会社「第二回 EPA 介護福祉士候補生受入施設意見交換会議事録」2010 年 9 月 16 日。

<sup>57</sup> 毎月 N.T.トータルケア株式会社で行われる、介護施設や新聞記者、学識者などを集めた定例会合。石黒馨研究会も参加。

<sup>58</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人たちばな会寝屋川石津園ヒアリング報告書」9 月 22 日。

# WEST 論文研究発表会 2010

図表 14 外国人の学生が日本語能力試験 N2 レベルを取得するために必要な学習時間

	時間	期間	合格率
漢字圏の学生	800時間	約1年間	50%~70%
非漢字圏の学生 (フィリピン人など)	1500時間	約1年9ヶ月間	50%~70%

(出所) ヒアリング調査<sup>59</sup>より筆者作成

図表 14 から分かるように、非漢字圏のフィリピン人が N2 レベルに合格するためには、漢字圏の学生とは異なり漢字が壁になるため、より長い学習期間が必要となる。具体的には、語学学校で約 1500 時間、期間としては約 1 年 9 ヶ月間の学習を必要とする。本稿の政策提言では、来日前に、候補者全員が N3 レベルを取得しているため(本章第 2 節で述べる。)、学習期間は短縮される。よって候補者が来日後 4 年以内に N2 レベルを取得することは十分可能である。

次に②の介護現場で働く上で、N2 レベルの日本語能力で問題は無いのか、という点については、大阪 YMCA 国際専門学校へヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の回答は以下の通りである。

【日本語学科 教務主任 古家淳氏の回答】

「N2 レベルとは高校レベルの日本語能力であり、日本語能力としては高い。難解な表現や抽象的な意図を読み取るのは難しいとしても、介護施設で働く上で問題は無いだろう。」

(出所) ヒアリング調査<sup>60</sup>より筆者作成。

図表 15 は、日本語能力試験を実施する財団法人日本国際教育支援協会が公表している N2 レベル認定の目安である。ヒアリング結果と図表 15 を踏まえると、介護現場で働く上で、N2 レベルの日本語能力は問題無いということが言える。

図表 15 日本語能力試験 N2 レベル

レベル	認定の目安	
N2	読む	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで、文章の内容を理解することができる。</li> <li>一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</li> </ul>
	聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</li> </ul>

(出所) 財団法人日本国際教育支援協会 HP<sup>61</sup>より筆者作成

<sup>59</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9月13日。

<sup>60</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9月13日。

# WEST 論文研究発表会 2010

## 第2節 日本語教育の課題の解決

本節では、現行受入れ制度の日本語教育の課題を解決するために、新たな日本語教育制度を提言する。具体的な制度見直しは以下の通りである。

### 【現行受入れ制度】

「日本の研修施設で、来日後 6 ヶ月間の日本語・介護導入研修を実施」

### 【提言】

- ①「フィリピンにケアヴィレッジを設立し、1年間の初期研修を実施」
- ②「来日後の候補者全員に日本語講座を受講させる」

### 2-1 フィリピンで初期研修を実施する理由

本稿では、来日前の候補者に、フィリピンで初期研修を実施する。この理由は、候補者が日本で就労する上で、事前に日本の介護や社会・文化に慣れておくことが重要だからである。これはフィリピン政府が現行受入れ制度の日本語・介護導入研修とは別に、フィリピンで事前研修を行うべきであるという方針を打ち出していることから言える。この方針は、マニラ新聞<sup>62</sup>やアキノ元次官へのヒアリング調査で明らかになった。マニラ新聞によると、この事前研修は日本側に要請するものではなく、フィリピン政府主導の下で行う方針であるという。この理由としてアキノ元次官は、以下のように述べた。

#### 【アキノ元次官の回答】

「現行受入れ制度では、ほとんどの候補者が日本語を話せないまま来日し、フィリピンと全く異なる社会や文化の中で、就労しなければならない。彼らにとって、日本での生活のほとんどが初めてのことばかりである。さらに、常に働きながら日本語を学習しなければならない。これらの負担は日本での就労を希望する候補者減少という事態の要因とも考えられる。よってこのような負担を軽減するために、フィリピンでの事前研修を行うべきである。」

(出所) ヒアリング調査<sup>63</sup>より筆者作成

このようにアキノ元次官へのヒアリング調査からも、候補者が事前に日本語や日本の社会・文化に触れておくことは、その後来日して就労する上で重要であるということが言える。以上が初期研修をフィリピンで実施する理由である。

### 2-2 ケアヴィレッジの概要

本稿の政策提言では、初期研修として、日本語研修と介護研修を同時に実施する。さらに、初

---

<sup>61</sup>(財)日本国際教育支援協会「N1～N5の目安」

<http://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>(2010/10/22 最終アクセス)

<sup>62</sup> マニラ新聞 2010年9月4日「渡日前の日本語訓練検討 比日 EPA で労働雇用省」。

<sup>63</sup>神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン貿易産業省元次官アキノ氏ヒアリング報告書」9月10日。

## WEST 論文研究発表会 2010

期研修を実施する場として、ケアヴィレッジをフィリピンに設立する。

ケアヴィレッジを設立する利点は3点ある。

第1に、候補者が介護研修と日本語研修を同時に受講できる場を提供している点である。候補者は、ケアヴィレッジでの初期研修で、実際の介護技術や日本語のコミュニケーションを学ぶことができる。

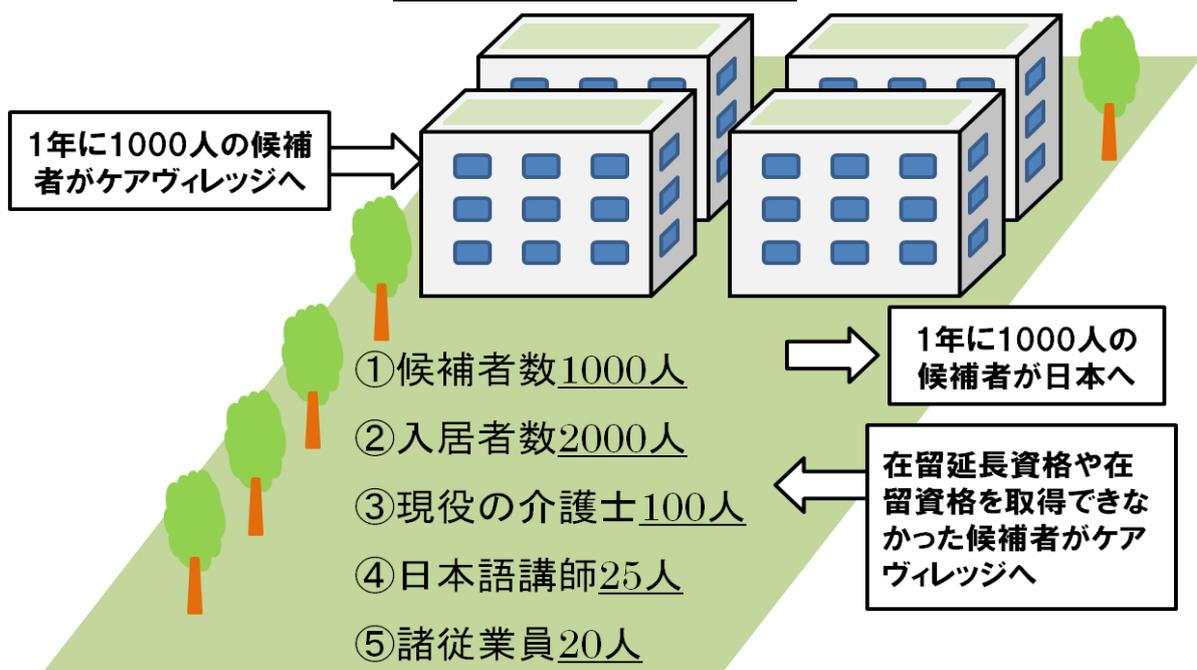
第2に、日本で就労していた候補者が、在留延長資格や在留資格を満たせなかった場合に、帰国後の就労の場として、彼らに介護や日本語を活かせる場を提供できる点である。先述の通り、現行受入れ制度では、介護福祉士国家試験の不合格者は帰国しなければならない。しかし帰国後、彼らが習得した日本語や介護技術を活かせる場がフィリピンに無いことが、日本での就労を希望する候補者数減少の原因の1つとなっている。よって、本稿では在留延長資格や在留資格を満たすことができず、帰国を余儀なくされた候補者は、このケアヴィレッジで就労できることとする。

第3に、日本のような介護施設不足や、介護施設の高い入居料が原因で、介護が受けられない先進国の高齢者に、安い費用で24時間介護を提供している点である。

ケアヴィレッジとは、先進国の退職者向けの介護施設と候補者向けの日本語研修施設を兼ねた施設である。ケアヴィレッジの概要を図表16に示した。

図表16の通り、ケアヴィレッジでは、候補者の他に入居者2000人、現役の介護士100人、日本語講師25人、諸従業員20人が入居及び就労する。現役の介護士を100人雇用する理由は、候補者は確かに看護や介護の知識、技術を持っているが、あくまで研修生という立場であるため、入居者の不安を取り除くためにも、現役の介護士が就労していることが望ましいからである。また、日本語講師は候補者40人に対して、1人の講師が日本語教育にあたることとする。諸従業員は事務などを行うために雇用する。

図表16 ケアヴィレッジの概要



(出所) 筆者作成

# WEST 論文研究発表会 2010

入居者の滞在費や各就労者への給与は下記の通りである。

- ①入居費：1年間で132万円<sup>64</sup>
- ②候補者への給与：月に2万円<sup>65</sup>
- ③現役の介護士への給与：月に30万円
- ④日本語講師への給与：月に30万円
- ⑤諸従業員への給与：月に30万円

本稿では、初期研修の段階から候補者に給与を支払う。これは、ヒアリング調査<sup>66</sup>で、現在来日している候補者の多くが、日本を選択した理由として、すぐに働くことができるためと述べていたことに起因する。仮に1年間の初期研修を無給で実施すれば、おそらく日本での就労を希望する候補者は減少すると考えられる。よって来日を希望する候補者を増加させるために、本稿では、初期研修の間も候補者へフィリピン国内で就労するよりも高い給与を支払うこととする。

また、ケアヴィレッジの設立費は、TPVの設立費約1億円を参考にし、入居枠はTPVの約30倍であるので、設立費は約30億円とする。

現行受入れ制度見直しにより、新たに発生するケアヴィレッジの設立費・運営費、及び資金源については、第3章第5節で詳しく述べる。

## 2-3 初期研修の仕組み

ここでは、ケアヴィレッジでの初期研修の流れについて説明する。まず、初期研修の目的は、介護の実践を積むことと日本語能力試験 N3 レベルを取得することである。

まず日本語研修について説明する。図表 17 は、外国人の学生が日本語能力試験 N3 レベルを取得するために要する学習時間と学習期間を示している。非漢字圏のフィリピン人が、N3 レベルを取得するためには、約 400 時間、期間としては約 6 ヶ月の学習が必要になる。そのため、初期研修での日本語研修は 1 週間に 20 時間実施し、1 年間で 960 時間の学習時間を確保する。これにより、1 年間の初期研修での日本語能力試験 N3 レベル取得を可能にする。

図表 17 外国人の学生が日本語能力試験 N3 レベルを取得するために必要な学習時間

	時間	期間	合格率
漢字圏の学生	300時間	約5ヶ月間	50%～70%
非漢字圏の学生 (フィリピン人など)	400時間	約6ヶ月間	50%～70%

(出所) ヒアリング調査<sup>67</sup>より筆者作成

<sup>64</sup> トロピカル・パラダイス・ヴィレッジの滞在費を参考。

<sup>65</sup> トロピカル・パラダイス・ヴィレッジの介護士の給与を参考。

<sup>66</sup> 神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人たちばな会寝屋川石津園ヒアリング報告書」9月22日、

神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人高齢者総合福祉施設豊寿荘ヒアリング報告書」9月28日。

<sup>67</sup> 神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9月13日。

## WEST 論文研究発表会 2010

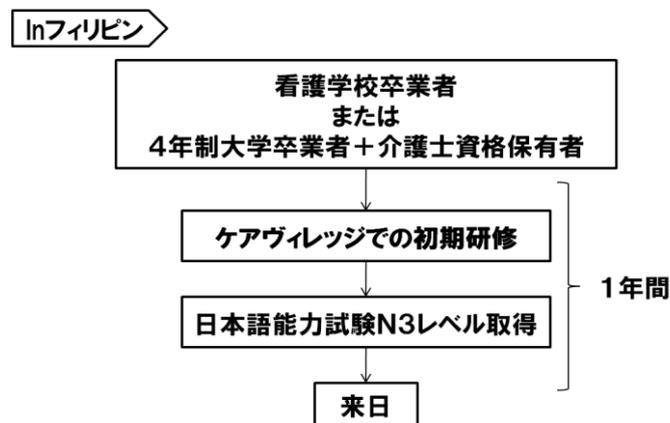
次に介護研修について述べる。候補者は24時間体制で、ケアヴィレッジの入居者への介護にあたる。もともと応募条件を満たすことができた候補者は、ある程度の看護技術又は介護技術があると考えられるため、ここでは日本の介護の知識を深めること、介護現場での実践を積むことが主な目的となる。入居者は外国人と日本人などから構成されるため、基本的に日本語が上手な候補者は日本人に介護を提供し、日本語が未熟な候補者は外国人の入居者に英語で介護を提供する。

このように海外人材育成型の初期研修を実施し、入国資格として日本語能力試験 N3 レベルを取得させることで、受入れ施設の日本語教育の負担は軽減されることが考えられる。また、候補者にとっても、事前に日本の介護や社会・文化に慣れていることや、日本語能力をある程度身につけていることにより、来日後の日本語学習や日本での生活への不安は軽減されることが期待される。

さらに、来日後に介護福祉士国家資格を目指す上でも、この日本語教育体制見直しは大きな意味を持つ。候補者は、初期研修で日本語能力試験 N3 レベル、来日して4年以内に N2 レベルを取得する。また来日して6年以内に N1 レベルを必要とする介護福祉士国家資格の取得を目指すことで、ゆとりのある日本語教育体制を構築することができる。このようなゆとりのある教育体制を構築することで、候補者の日本語に対する負担を軽減でき、日本での就労を希望する候補者人数の減少を食い止めることができると考える。

候補者は、図表 18 の流れで、初期研修を修了し、日本語能力試験 N3 レベルを取得後、来日することになる。

図表 18 初期研修から来日までの流れ



(出所) 筆者作成

### 2-4 来日後の日本語教育

本稿では、初期研修を修了し、来日した候補者に日本語講座を受講させる。現行受入れ制度では、各受入れ施設によって、日本語教育の方法は異なる。候補者を日本語学校に通わせる受入れ施設もあれば、介護従事者が候補者へ日本語を教えている受入れ施設もある。よって本稿では、これらの受入れ施設の日本語教育の負担を軽減し、さらに候補者へ一律な日本語教育を実施するため、候補者全員に日本語講座を受講させる。日本語講座は、受入れ施設の最寄りの語学学校で受講する。現行受入れ制度見直しにより、新たに発生する日本語講座の受講費、及び資金源については、第3章第5節で詳しく述べる。

# WEST 論文研究発表会 2010

## 第3節 受入れ施設の金銭的負担の課題の解決

在留資格の見直しと初期研修のフィリピン移転によって、受入れ施設が候補者 1 人当たりを受入れる際に必要な費用を大きく削減できる。具体的には以下の通りである。

### 【現行受入れ制度】

3,228,400 円<sup>68</sup>(候補者 2 名を受入れた場合、4 年間で必要な費用)

### 【提言】

632,400 円(候補者 2 名を受入れた場合、6 年間で必要な費用)

詳細は以下に示す。

#### 1、候補者を受入れる際の手続き費用

##### ①初年度の費用

- ・求人申込手数料 (31,500 円/1 受入れ機関あたり)
- ・あっせん手数料 (138,000 円/1 人あたり)
- ・送り出し機関への手数料(450 ドル=36450 円<sup>69</sup>/1 人あたり)
- ・滞在管理費 (21,000 円/年間 1 人あたり)
- ・初期研修費用(0 円/1 人あたり)

---

小計 422,400 円<sup>70</sup> (2 名受入れの場合)・・・㊦'

##### ②2 年目～6 年目の費用

- ・滞在管理費 (約 21,000 円/年間 1 人あたり)

---

小計 210,000 円<sup>71</sup> (2 名受入れの場合)・・・㊧'

#### 2、来日後の候補者の日本語講座の受講費

0 円←EPA ファンドから拠出 (第 3 章第 5 節で詳しく述べる。)

以上より、提言での受入れ施設の合計負担金額を算出する。

㊦'+㊧'=422,400 円+210,000 円=632,400 円

(出所)JICWELS「平成 23 年度版 EPA に基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」70 項。

1 施設が候補者 2 名を受入れる場合、現行受入れ制度では 4 年間で約 322 万円の費用が受入れ施設には必要であった。しかし見直し後は、初期研修の費用と、来日後の日本語講座受講費は EPA

<sup>68</sup>詳細は第 1 章第 3 節 3-3 を参照。

<sup>69</sup> 2010 年 10 月 22 日を替レート。

<sup>70</sup> 31,500+(138,000+36,450+21,000)×2 名=422,400 円。

<sup>71</sup> 21,000×5 年×2 名=210,000 円

## WEST 論文研究発表会 2010

ファンド(第3章第5節で述べる)から拠出されるため、1施設の受入れ費用は、候補者2名を受入れる場合、約270万円削減され、6年間で約63万の費用負担で済むことになる。よって、現行受入れ制度を見直すことで、受入れ施設が抱える金銭的負担を軽減できる。

介護保険の人員配置基準については、現行受入れ制度と同様に、介護福祉士国家資格を取得した候補者に限りカウントできることとする。

## 第4節 マッチングの課題の解決

マッチングの課題の解決について述べる。各受入れ施設に提供される候補者の情報について、平成23年度版(改正予定)を下記した。

### 【平成23年度(改正予定)】

- ①顔写真、氏名、性別、年齢
- ②住所(県名、市町村名)
- ③学歴(入卒年、学校名、取得学位)
- ④フィリピンの介護士認定年月日
- ⑤職歴<sup>72</sup>
- ⑥日本語能力、日本語学習歴(学習時期、学習機関、国、日本語学習機関名)
- ⑦就労を希望する施設(地域、都道府県、施設種別等)
- ⑧就労上配慮してほしい事項
- ⑨面接評価
- ⑩適性検査結果
- ⑪日本語クイズ結果(予定)
- ⑫日本語能力試験資格証明書<sup>73</sup>
- ⑬大学学業成績証明書
- ⑭面接ビデオクリップ<sup>74</sup>

(出所)JICWELS「平成23年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」70項。

平成22年度までは簡単な履歴書程度の候補者情報しか提供されなかったため、実際に多くの受入れ施設から要望が出された。よってJICWELSは平成23年度から上記のように、面接評価と適性検査結果、日本語クイズ結果、日本語能力試験資格証明書の候補者情報を追加する予定である。受入れ施設と候補者との面接は盛り込まれていないが、候補者の日本語能力や面接評価などが追加されていることから、平成22年と比べて受入れ施設へ提供される候補者情報は充実したと考えられる。よって本稿では、具体的な提言は行わず、この行方を見守るに留めることとする。

<sup>72</sup> フィリピンについては海外就労歴を含む。

<sup>73</sup> 日本語能力試験の受験結果。

<sup>74</sup> JICWELSが行った面接のもの。就労希望者が就労を希望する施設にのみ提供される。

## WEST 論文研究発表会 2010

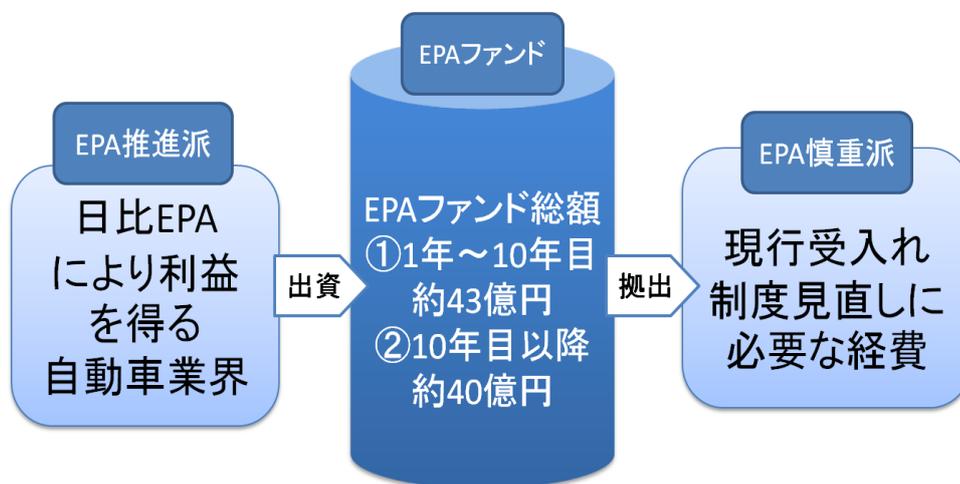
### 第5節 EPA ファンドの仕組み

#### 5-1 EPA ファンドの概要

EPA ファンドとは、EPA による利益の不均衡を是正することによって、EPA 改善を促進させることを目的としたファンドである。EPA による利益の不均衡とは、EPA により利益を得る産業とそうでない産業が併存している状態のことである。この状態は、EPA 交渉において EPA 推進派と EPA 慎重派が存在する原因となっており、充実した EPA を締結することを難しくさせている。

そこで、日比 EPA により利益を得る自動車業界からその利益の一部を EPA ファンドに出資してもらい、その資金をフィリピン人介護福祉士受入れ事業の見直しに必要な費用に充てる。この資金の流れは、第1章の第3節で説明した2レベルゲーム理論におけるサイドペイメント(出資金の供与)となる。このサイドペイメントは、候補者受入れに慎重な姿勢を取っていた候補者受入れ施設に、積極的な受入れを行うことを誘発させる。これにより、フィリピン人介護福祉士受入れ人数が増加し、フィリピン政府にさらなる関税の撤廃を要求することができ、日比 EPA が改善される。

図表 19 EPA ファンドの概要



(出所)筆者作成

#### 5-2 EPA ファンドの資金源

EPA ファンドの資金は、日比 EPA により利益を得る業界から拠出する。本稿では、日比 EPA により利益を得る業界を自動車業界とし、日比 EPA により自動車の関税が完全に撤廃されれば、日本とフィリピンの間で、どの程度自動車貿易額が増加し、自動車輸出による利益を自動車業界はどの程度得ることができるのかを、部分均衡分析により算出する。

# WEST 論文研究発表会 2010

$$\begin{aligned} \text{日本の自動車供給関数} &= 1159.6(pj/287.5)^{1.04} \\ \text{日本の自動車需要関数} &= 535.3(pj/287.5)^{0.71} \\ \text{フィリピンの自動車供給関数} &= 8.5(pp/408.3)^{0.89} \\ \text{フィリピンの自動車需要関数} &= 11.8(pp/408.3)^{1.06} \\ \text{均衡式} \quad D_j + D_p &= S_j + S_p \end{aligned}$$

上記の式から算出した結果、日比 EPA により新たに創出される利益は約 676 億円であった。(詳細な計算は付録に記載)

そのうちの約 6%である約 43 億円(5-4 で詳しく述べる。)を EPA ファンドの資金とする。自動車業界としても、残りの約 633 億円は新たな利益として得ることができる。よって、その約 633 億円は、自動車業界にとって、日比 EPA を改善させる十分なインセンティブになると考えられる。

## 5-3 EPA ファンドの拠出先

フィリピン人介護福祉士候補者受入れ事業の現行受入れ制度の見直しによって、新たに必要となる経費を算出し、EPA ファンドから拠出する金額を示す。

現行受入れ制度見直しによって、新たに必要となる経費はケアヴィレッジの設立・運営費と受入れ施設への日本語講座受講費の補助金である。具体的な金額は以下に示した通りである。

- ・ケアヴィレッジの設立費<sup>75</sup> 3,000,000,000 円 (10 年払い)
- ・ケアヴィレッジの運営費<sup>76</sup>(1 年間) 762,000,000 円
- ・ケアヴィレッジの収入<sup>77</sup> (1 年間) 0 円
- ・受入れ施設への日本語講座受講費の補助金<sup>78</sup> 3,200,000 円:1 名の候補者

### 1、ケアヴィレッジの設立・運営費(当初の 10 年間)

<sup>75</sup> N.T.トータルケア株式会社へのヒアリング調査より、TPV の初期投資は 1 億円であったため、TPV の入居枠の約 34 倍のケアヴィレッジを設立するためには、約 34 億円の初期投資が必要になる。

<sup>76</sup> (内訳)

- ①候補者の給与:1 ヶ月 2 万円=1 年間で 24 万円と試算。さらに、候補者は 1000 人滞在しているため、1 年間で 2 億 4 千万円が必要。
- ②日本語講師の給与:1 ヶ月 30 万円=1 年間で 360 万円と試算。さらに日本語講師は 25 人就労しているため、1 年間で 9 千万が必要。
- ③現役の介護士の給与:1 ヶ月 30 万円=1 年間で 360 万円と試算。さらに現役の介護士は 100 人就労しているため、1 年間で 3 億 6 千万が必要。
- ④諸従業員の給与:1 ヶ月 30 万円=1 年間で 360 万円と試算。さらに諸従業員は 20 人就労しているため、1 年間で 7 千 2 百万が必要。

<sup>77</sup> TPV と同様に、入居者 1 名の 1 年間の滞在費は 132 万円とする。2000 人の入居者がいるため、ケアヴィレッジの 1 年間の収入は 26 億 4 千万円となる。しかし、この 26 億 4 千万円は入居者への介護サービスに必要な経費を全額でまかなうものとする。

<sup>78</sup> N.T.インターナショナルアカデミー「Japanese Language Proficiency Test Preparation Class」

<http://ntia.jp/JSchool/fulltime.html> (2010/11/09 最終アクセス)。

## WEST 論文研究発表会 2010

①ケアヴィレッジの設立費	300,000,000 円
②ケアヴィレッジの運営費	762,000,000 円
小計	1,062,000,000 円・・・㉑

### 2、ケアヴィレッジの運営費(11 年目以降)

①ケアヴィレッジの運営費	762,000,000 円
小計	762,000,000 円・・・㉒

### 3、受入れ施設への日本語講座受講費の補助金<sup>79</sup>(1 年に 1000 人来日)

①日本語能力試験 N2 レベル講座(1 名=2,560,000 円:期間 4 年間)	2,560,000,000 円
②日本語能力試験 N1 レベル講座(1 名=640,000 円:期間は 2 年間)	640,000,000 円
小計	3,200,000,000 円・・・㉓

以上から、現行受入れ制度見直しに必要な予算を示す。

#### 【当初の 10 年間】

$$\text{㉑} + \text{㉓} = 1,062,000,000 \text{ 円} + 3,200,000,000 \text{ 円} = 4,262,000,000 \text{ 円}$$

#### 【11 年目以降】

$$\text{㉒} + \text{㉓} = 762,000,000 \text{ 円} + 3,200,000,000 \text{ 円} = 3,962,000,000 \text{ 円}$$

この予算の算出により、現行受入れ制度見直しには当初の 10 年間は約 43 億円、11 年目以降は約 40 億円の資金が必要となる。これらの資金は、全て EPA ファンドから拠出する。

## 第 6 節 artisoc<sup>80</sup>によるシミュレーション分析

第 1 章では、2 レベルゲーム理論を用いて、日比 EPA 再協議で、日本側がフィリピン人介護福祉士受入れ事業を見直すことで、フィリピン側の自動車分野の関税撤廃が促進されることを理論分析した。

第 2 章では、上記の受入れ事業を見直すために、現行受入れ制度の問題点を明らかにし、課題をまとめた。

そして本章では、上記の課題を解決するために、現行受入れ制度を見直し、それに必要となる資金を EPA ファンドから拠出するという政策提言を行ってきた。

本節では、この政策提言の政策効果を artisoc というシミュレーションソフトを用いて、検証する。

N.T.国際ナショナルアカデミー「Japanese Language Proficiency Test Preparation Class」

<http://ntia.jp/JSchool/fulltime.html>(最終アクセス 2010/11/09)。

<sup>80</sup> artisoc(アーティソック)は、人間同士の相互作用をコンピュータ上で再現でき、ダイナミックに変化する社会現象を分析し、更に実務システムとも連携できる複雑系シミュレータである。

## WEST 論文研究発表会 2010

6-1 では、artisoc のプログラミングについて述べる。6-2 では、実際にシミュレーションを行い、サイドペイメントの効果を分析する。6-3 では、シミュレーション分析の結果を踏まえて、本稿の政策が日比 EPA 再協議に与える影響について述べる。

### 6-1 プログラミングの設定

シミュレーションソフト artisoc を用いて 2 レベルゲーム理論による EPA 交渉モデルを作成し、政策効果のシミュレーション分析を行う。第 1 章で紹介した 2 レベルゲーム分析の EPA/FTA の交渉モデルを用い、定義式を与える。具体的な定義式については付録に示す。

はじめに、国内構成員・自国政府の交渉代表者・フィリピン政府の政治的支持関数を以下のように設定する。

$$U_k(t, t^*) = s_{ck}CS + s_k(n\pi_i + SP) + s_{mk}m\pi_j + t(m+1)x_j; s_{ck}, s_k, s_{mk} \geq 0, \quad k = O, I$$

$$U_G(t, t^*) = \gamma U_I(t, t^*) + (1-\gamma)U_O(t, t^*)$$

$$U_P(t, t^*) = s_{cP}CS^* + s_P\pi_z^* + s_{mP}m\pi_j + t^*ny^*_i; s_{cP}, s_P, s_{mP} \geq 0$$

第 1 章同様、I は厚生労働省・日本介護福祉士協会・日本の介護福祉施設などの交渉慎重派(以下「I」とする)を表す。O は経済産業省・日本経済団体連合会・日本自動車工業会などの交渉推進派(以下「O」とする)を表す。G は自国政府の交渉代表者(以下「G」とする)、P はフィリピン政府(以下「P」とする)を表す。また、 $s_k$  ( $s_P$ ) は国内(フィリピン)企業の利潤、 $s_{ck}$  ( $s_{cP}$ ) は自国(フィリピン)の消費者余剰、 $s_{mk}$  ( $s_{mP}$ ) は在外企業の利潤の、それぞれのウェイトを表している。つまりこれらは利益団体や政党政治家の政治的圧力を表す指標である。 $\gamma$  は交渉慎重派の交渉力を表している。

本稿の政策提言では、EPA ファンド設立によるサイドペイメントを利用する。サイドペイメント(SP)は次のように設定する。

$$SP = \tau(m+1)x_j, \tau \geq 0$$

自国の交渉代表者に提案権があるとする、現状の関税率にもとづいて、自国交渉代表者は自国の最適関税率(日比 EPA においては受入れ障壁)  $t_G$  を決定する。それと同時に、フィリピン政府に要求するフィリピン側の関税率  $t^*_p$  について、 $0 \leq t^*_p \leq 0.2$  の範囲(現在、フィリピン側が 3000cc 以下の自動車に対して 20%の関税率を設けていることより)でランダムに選択するとす

## WEST 論文研究発表会 2010

る。提案された関税率( $t_G, t^*_P$ )により O,I,P それぞれの厚生が現状より増加するならばその関税率を受け入れるものとする。厚生が現状よりも下がる場合は、関税率( $t_G, t^*_P$ )を拒否するものとする。

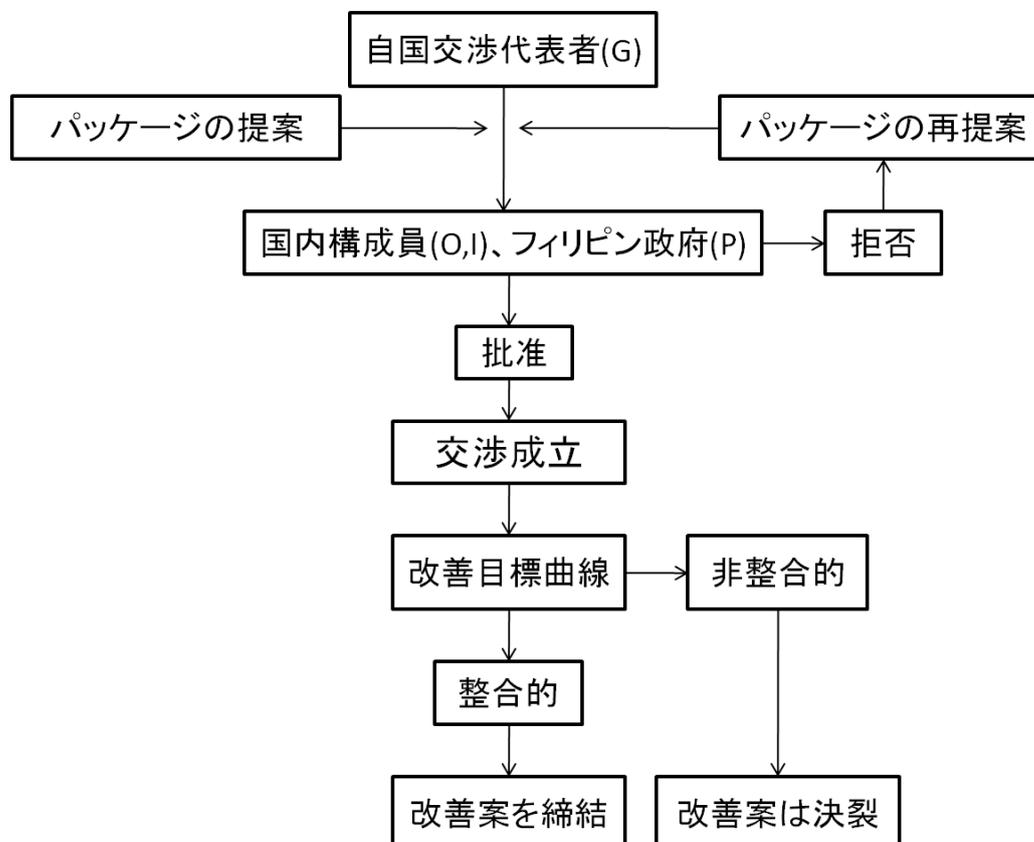
ここで、提案された関税率( $t_G, t^*_P$ )について改善目標線との整合性を考え、関税率( $t_G, t^*_P$ ) に以下の制約を設けることにする。

$$t_G + t^*_P \leq 0.775$$

フィリピン人候補者受け入れ施設への SP を  $\tau$  に代替させてシミュレーションを行う。シミュレーションの流れは以下の通りである。(図表 20 参照)

- ① 自国交渉代表者が自国と外国の関税率の組み合わせ(以下「パッケージ」とする)を提案する。
- ② I,O,P すべてがパッケージに批准した場合、交渉成立となる。
- ③ I,O,P のいずれかがパッケージを拒否した場合、自国交渉代表者は新たなパッケージを選択し、提案する。(交渉成立まで③は繰り返し行われる)
- ④ 交渉成立したパッケージが改善目標線と整合的ならば、EPA 締結とする。
- ⑤ 交渉成立したパッケージが改善目標線と非整合的ならば EPA 締結失敗とする。

図表 20 シミュレーションのフローチャート



(出所)筆者作成

# WEST 論文研究発表会 2010

## 6-2 シミュレーションの結果

SP が日比 EPA 交渉に与える影響を調べるため、 $\tau=0, 0.01, 0.02, 0.03, 0.04, 0.05$  のそれぞれの状況において、シミュレーションの一連の流れを 100 回試行したものを 10 セットずつ行った。そのシミュレーション結果を図表 21 に示す。

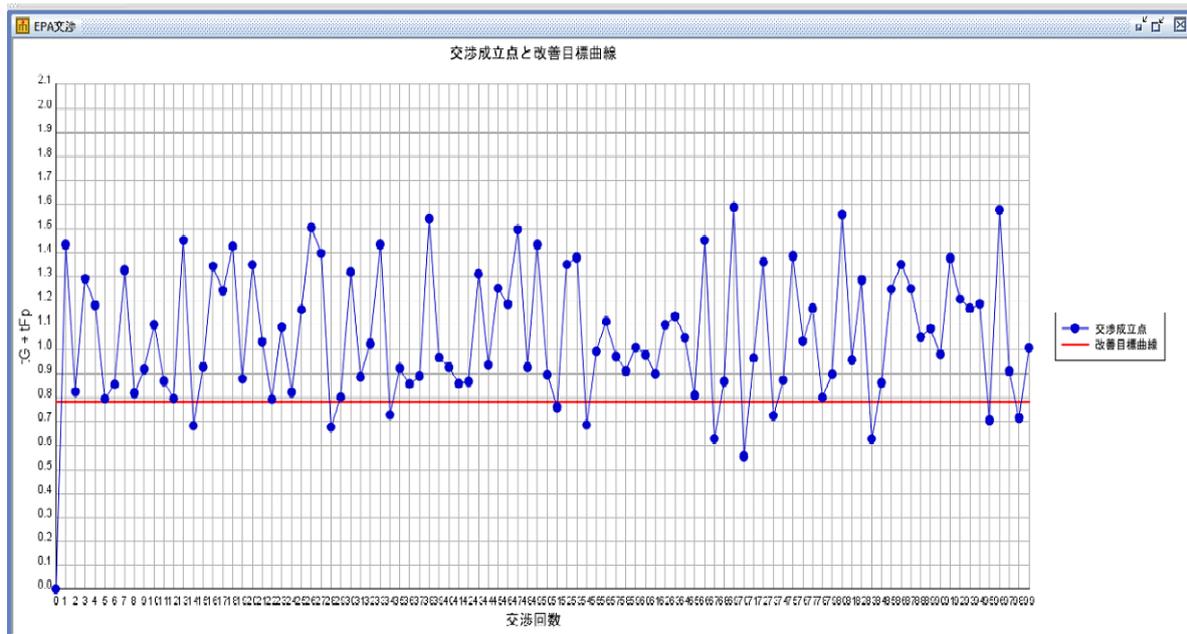
以下の図表 22 は、交渉成立にいたった 100 のパッケージのうち何回が改善目標線と整合的であり、EPA 締結に至ったかをシミュレーションしたものの一例である。赤色の線は改善目標線という EPA 締結条件となる制約線を表し、青い点は交渉成立となった際における両国の関税率の和 ( $t_G + t^*_p$ ) である。青い点が赤い線より下にある場合のみ EPA が締結されたことになる。

図表 21 シミュレーション分析の結果 1

	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	平均(%)
$\tau = 0$	5	2	2	4	1	4	3	1	3	3	2.3
$\tau = 0.01$	37	40	27	30	38	27	28	26	39	37	32.9
$\tau = 0.02$	62	67	68	64	57	64	64	61	64	65	63.6
$\tau = 0.03$	80	77	75	71	75	71	74	73	79	77	75.2
$\tau = 0.04$	70	65	70	80	68	72	72	76	79	77	72.9
$\tau = 0.05$	77	81	81	73	81	80	73	68	81	83	77.8

(出所)筆者作成

図表 22 シミュレーション分析の結果 2



(出所) 筆者作成

## WEST 論文研究発表会 2010

図表 21 より、 $\tau$  の値が上昇するにつれて EPA 締結数が漸増していることが分かった。よって EPA 交渉の慎重派としてあげられるフィリピン人候補者受入れ施設にサイドペイメントをおこなうことで、日比 EPA 改善の可能性が上昇することがわかる。

### 6-3 政策による日比 EPA 再協議への影響

ここでは、本稿で述べてきた政策により日比 EPA が改善されることを、*artisoc* で検証する。EPA ファンドからの拠出金によりフィリピン人候補者受け入れ施設へ SP が行われたとする。EPA ファンド設立前( $\tau = 0$ )、EPA ファンド設立後( $\tau = 0.07$ )のシミュレーションを行う。下の図表 23 から、設立前では EPA 締結の可能性がほとんどなく、設立後の EPA 締結率は平均 74.3% となった。

以上の結果から、交渉慎重派の圧力を下げ日比 EPA の改善へとつなげるためには、日比 EPA で利益を得る鉱工業分野から金銭的負担の大きいフィリピン人候補者受入れ施設側へのサイドペイメントが有効であることが明らかとなった。つまり、本稿の政策提言である EPA ファンドの設立により、日比 EPA は改善されるといえる。

図表 23 シミュレーション分析の結果 3

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	平均%
$\tau = 0$	1	3	1	0	1	0	1	2	0	1	1
$\tau = 0.07$	69	73	83	67	78	75	69	77	81	71	74.3

(出所) 筆者作成

## 付録

付録では、本稿で用いた表やパラメータなどを記載した。

### 付録① フィリピン人介護福祉士候補者受入れ制度(就労コース)の概要

目的	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
入国資格	①卒業に要する期間が少なくとも4年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人であって、フィリピンの法令に基づきフィリピン政府により介護士として認定された者、又は、看護学校（フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するものをいう。）を卒業した者であること。 ②JICWELSの紹介による受入れ機関の雇用契約を締結していること。
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格
在留期間等	資格取得前：就労コースは4年 不合格時・資格不取得の場合は帰国 資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語・介護導入研修 ※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可能
活動内容(国家資格取得前)	日本国内の介護施設で就労・研修（雇用契約を締結）
活動内容(国家資格取得後)	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労（利用者宅でのサービスを除く。）
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁(POEA)
受入れ調整機関	(社)国際厚生事業団(JICWELS)

### 付録② EPA ファンドの資金

ここでは日本が自動車価格に応じていくらかでも自動車を輸出できると仮定する。その仮定の下、日比 EPA により自動車の関税が完全に撤廃されれば、日本とフィリピンの間でどの程度自動車貿易が発生し、自動車輸出による利益をどの程度得ることができるかを部分均衡分析により算出する。

# WEST 論文研究発表会 2010

〈前提条件〉

分析は自動車 1 財の部分均衡モデルであり、輸入された自動車は各国内でのみ販売されると仮定し、日本・フィリピン以外の国への影響波及は考慮しない。その他市場条件についても単純化の前提を次のように設定する。

① 自動車供給関数・需要関数

両対数線形型の供給関数・需要関数を仮定する。

② 日本・フィリピン圏外との自動車貿易

データ項目	数値	出所(観測年)
基準年の自動車生産量(万台)		
日本	1159.6	世界自動車統計年刊(2007)
フィリピン	8.5	世界自動車統計年刊(2007)
基準年の自動車販売量(万台)		
日本	535.3	世界自動車統計年刊(2007)
フィリピン	11.8	世界自動車統計年刊(2007)
基準年の自動車価格(万円/台)		

日本・フィリピン圏外の自動車貿易の影響は考慮せず、日本およびタイの自動車需要量の合計は供給量の合計と一致すると仮定する。

## WEST 論文研究発表会 2010

日本	287.5	世界自動車統計年刊(2007)、 経産省「業種別商業販売額」(2007)
フィリピン	408.3	世界自動車統計年刊(2007)、 The Economic Intelligence Unit (2007)
供給の長期価格弾力性		
日本	1.04	筆者作成(1995-2007)
フィリピン	0.89	筆者作成(2000-2007)
需要の長期価格弾力性		
日本	-0.71	筆者作成(1995-2007)
フィリピン	-1.06	筆者作成(2000-2007)

(出所) 筆者作成

日本産プレミアム<sup>81</sup>を 1.42<sup>82</sup>とおく。

$$\text{日本の自動車供給関数} = 1159.6(p_j/287.5)^{1.04} \quad \text{---①}$$

$$\text{日本の自動車需要関数} = 535.3(p_j/287.5)^{-0.71} \quad \text{---②}$$

$$\text{フィリピンの自動車供給関数} = 8.5(pp/408.3)^{0.89} \quad \text{---③}$$

$$\text{フィリピンの自動車需要関数} = 11.8(pp/408.3)^{-1.06} \quad \text{---④}$$

均衡式は  $D_j + D_p = S_j + S_p$  となる。

したがって  $P_j = 1.42P_p = 189.9$  になり、これを①、②に代入すると、

$$\text{(関税撤廃後の日本自動車業界の貿易増加量(万台))} = \text{①} - \text{②} = 35.6$$

$$\text{(新たに創出された日本自動車業界の利益(億円))} = 35.6 \times P_j \times \text{利益率}^{83} = 676.0$$

以上の分析により、日本の自動車業界は約 676 億円の純利益を生む。

### 付録③ artisoc に使用した定義式とパラメータ

<sup>81</sup> 原産国の違い以外の品質は同等の国産品と輸入品との間で、輸入品に比べて国産品の方が高価格で買われる場合の価格差を示している。

<sup>82</sup> 日本産プレミアム算出にあたり、50 人にアンケート調査を実施した。このアンケートは「鈴木宣弘 (2005)『FTA と食糧 評価の論理と分析枠組み』筑波書房」を参考に行った。日本産自動車を 100 万円としたとき、フィリピン国産車がいくらであれば購買意欲が働くかという質問で、平均 70.4 万円という結果を得た。よって国産プレミアム 1.42 となり、この結果を収入額の計算に利用する。

<sup>83</sup> りえきりつを 10% としけいさん。とよたじどうしゃ ざいむでーたさんこう

<http://www.toyota.co.jp/jp/ir/financial/high-light.html> (2010/11/6 最終アクセス)

# WEST 論文研究発表会 2010

1	交渉代表者の提案する関税率 $t_G$	$t_G = \gamma t_I + (1 - \gamma)t_O$
2	交渉代表者の提案するフィリピンの関税率 $t^*_P = t_{FP}$	$0 \leq t_{FP} \leq 0.2$
3	国内構成員の効用 O=推進派、I=慎重派	$U_k(t, t_F) = s_{ck}CS + s_k(n\pi_i + SP) + s_{mk}m\pi_j + t(m + 1)x_j ; s_{ck}, s_k, s_{mk} \geq 0, k = O, I$
4	フィリピン政府の効用 $U_P(t, t_P) = U_F(t, t_F)$ とする	$U_F(t, t_F) = s_{cF}CS_F + s_F\pi_{Fz} + s_{mF}m\pi_j + t_F n y_{Fi} ; s_{cF}, s_F, s_{mF} \geq 0$
5	国内構成員の貿易障壁に関する最適水準	$t_k = \{(s_k - s_{ck})(nb / n + 1)y_i + [1 - (s_{mk}m(n + 1) / (m + 1)\alpha) - (s_{ck}(m + 1) / \alpha)](\alpha\beta / n + 1)x_j\}$
6	推進派のウェイト値	$s_O = 0.1, s_{cO} = 0.2, s_{mO} = 0.7$
7	慎重派のウェイト値	$s_I = 0.7, s_{cI} = 0.15, s_{mI} = 0.15$
8	フィリピン政府のウェイト値 $P = F$ とする	$s_F = 0.3, s_{cF} = 0.3, s_{mF} = 0.3$
9	改善目標線	$t_G + t_{FP} \leq 0.775$
10	慎重派交渉力 $\gamma$	$\gamma = 0.7$
11	消費者余剰CS	$CS = (1/2)bX^2$
12	フィリピン消費者余剰 $CS_F$	$CS_F = CS_F (1/2)b_F X^2$
13	パラメータ a	$a=0.4$
14	パラメータ b	$b=0.8$
15	両国市場での総供給量X	$X = ny_i + mx_j + z$
16	日本(フィリピン)企業の日本(フィリピン)市場への供給量 $y_i$ ( $y_{Fi}$ )	$y_i = [(a - cy) + (m + 1)(cx - cy + t)] / \alpha \beta, i = 1, \dots, n$ $y_{Fi} = [(a_F - cy - t_F) + (m + 1)(cx - cy - t_F)] / \alpha \beta, i = 1, \dots, n$
17	在外企業の日本(フィリピン)市場への供給量 $x_j$ ( $x_{Fj}$ )	$x_j = [(a - cx - t) - n(cx - cy + t)] / \alpha \beta, j = 1, \dots, m$ $x_{Fj} = [(a_F - cx) - n(cx - cy - t_F)] / \alpha \beta, j = 1, \dots, m$
18	フィリピン企業の日本(フィリピン)市場への供給量	$z = x_j$ $z_F = x_{Fj}$

# WEST 論文研究発表会 2010

	$z(z_F)$	
19	両国のX( $X_F$ )財の逆需要関数	$p = a - bX, p_F = a_F - b_F X_F$
20	国内企業数 $n$	$n=10$
21	海外企業数 $m$	$m=2$
22	国内企業利潤 $\pi_i$	$\pi_i = (p - cy)[(a - cy) + (m + 1)(cx - cy + t)](1/\alpha b) + (p_F - cy - t_F)[(a_F - cy - t_F) + (m + 1)(cx - cy - t_F)](1/\alpha b_F), \quad i = 1, \dots, n$
23	在外(フィリピン)企業利潤 $\pi_j(\pi_{FZ})$	$\pi_j = \pi_{FZ} = (p - cx - t)[(a - cx - t) - n(cx - cy + t)](1/\alpha b) + (p_F - cx)[(a_F - cx) - n(cx - cy - t_F)](1/\alpha b_F), \quad j = 1, \dots, m$
24	サイドペイメント	$SP = \tau(m + 1)x_j$
25	限界費用	$cx=0.45575 \quad cy=0.511 \quad cz=0.45575$ $cx, cy, cz$ は順に在外企業、国内企業、フィリピン企業の限界費用

## 付録④ フィールドワークの概要

本稿を執筆するにあたり、国内とフィリピンでヒアリング調査を多数実施した。以下には、それらの概要を示した。

### I 国内フィールド

#### ① 「川崎病院」

【日時】 2010年7月12日

【場所】 兵庫県神戸市兵庫区東山町3-3-1

【担当者】 院長 市原紀久雄氏

事務部副部長兼総務課長 藤本敏之氏

看護部長 西垣千鶴氏

# WEST 論文研究発表会 2010

副看護部長 福山貴子氏

フィリピン人候補者 ルシール・トピアス氏

【目的】看護師分野でのフィリピン人受入れの現状調査。

② 「N.T トータルケア株式会社」

【日時】2010年8月24日

【場所】大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2-1000号

【担当者】代表取締役 高橋信行氏

外国人介護職員就労支援事業 取締役 高橋太朗氏

【目的】「N.T トータルケア株式会社」が運営しているTPVについて、実際に経営している人から現状を聞くため。

③ 「大阪 YMCA 国際専門学校」

【日時】2010年9月13日

【場所】大阪府大阪市西区土佐堀1-5-6

【担当者】校長 神田尚人氏

日本語学科 教務主任 古屋淳氏

【目的】外国人介護士候補生の日本語研修の実態調査。

④ 「社会福祉法人 たちばな会 寝屋川石津園」

【日時】2010年9月22日

【場所】大阪府寝屋川市石津中町35-8

【担当者】施設長代理 荒木大輔氏

フィリピン人候補者 Michelle Pollo 氏

【目的】介護施設におけるフィリピン人介護士候補生の実態調査。

⑤ 「社会福祉法人 高齢者総合福祉施設 豊寿荘」

【日時】2010年9月28日

【場所】大阪府豊中市新千里西町2丁目7番2号

【担当者】副施設長 市川直幸氏

フィリピン人候補者 Gloriosa Cataquiz Tordealla 氏

【目的】介護施設におけるフィリピン人介護士候補生の実態調査。

⑥ 「社団法人 大阪介護福祉士会」

【日時】2010年10月6日

【場所】大阪府大阪市中央区谷町7-4-15

【担当者】常務理事/事務局長 浅野幸子氏

## WEST 論文研究発表会 2010

【目的】 フィリピン人介護士候補生受入れに関する介護福祉士会の意見調査。

⑦ 「EPA 介護福祉士候補者受入施設意見交換会」

【日時】 2010年8月26日・2010年9月16日・2010年10月28日

【場所】 N.T. トータルケア株式会社

【参加者】 N.T. トータルケア株式会社 高橋信行氏、富永榮一氏、高橋太朗氏

社会福祉法人池田さつき会 伊丹谷五郎氏、伊東初美氏

医療法人健和会 岡田智幸氏

千葉大学文学部教授 鈴木伸枝氏

社会福祉法人湖北真幸会 佐武晃幸氏

社会福祉法人甲有会 永富晃彦氏

社会福祉法人大阪社会福祉事業団 市川直幸氏

社会福祉法人大恵会 大島隆志氏、鶉野昌司氏

社会福祉法人たちばな会 荒木大輔氏

YMCA 国際専門学校 神田尚人氏

学校法人エール学園 崎村真氏

ヒューライツ大阪 藤本伸樹氏

朝日放送株式会社 唐澤育夫氏

朝日新聞大阪本社 宮崎園子氏

【目的】 EPA による介護福祉士候補者の受入れの現状や課題を知るため。

## II 海外フィールド（フィリピン）

① 「JETRO・マニラ・センター」

【日時】 2010年9月8日

【場所】 44th Floor, Philamlife Tower, 8767 Paseo de Roxas, Makati City 1226, Metro Manila, PHILIPPINES

【担当者】 辻一郎氏

【目的】 実際に日比貿易の橋渡しをしている組織から見た日比 EPA の現状調査。

② 「日本無線」

【日時】 2010年9月8日

【場所】 Unit 603, Liberty Center 104 H.V.Dela, Costa Street, Salcedo Village, Makati City, Manila, Philippines

【担当者】 日本無線マニラ支店長 斎藤優氏

【目的】 在比日系企業の日比 EPA 利用に関する現状調査。

③ 「合同ヒアリング I ～丸紅、住友商事、双日、損保ジャパン、トヨタ自動車～」

## WEST 論文研究発表会 2010

【日時】 2010年9月8日

【場所】 フィリピン日本人商工会議所会議室

22nd Floor, Trident Tower, 312 Sen. Gil Puyat Avenue, Salcedo Village, Makati City, Philippines

【担当者】

〈丸紅マニラ支店〉 VP 藤岡良樹氏、EVP 原田悟氏

〈フィリピン住友商事〉 President 中川勝司氏、President 福井英俊氏

〈双日〉 President 木村正人氏、EVP&CFO 岡田健氏

〈損保ジャパンマニラ事務所〉 President 高継泰夫氏

〈トヨタ自動車〉 President 菅田道信氏

【目的】 日系企業の日比 EPA 利用に関する現状調査。

④ 「合同ヒアリングⅡ－フィリピン日本人商工会議所、貿易産業省投資委員会ジャパンデス」

【日時】 2010年9月8日

【場所】 フィリピン日本人商工会議所会議室

22nd Floor, Trident Tower, 312 Sen. Gil Puyat Avenue, Salcedo Village, Makati City, Philippines

【担当者】 〈フィリピン日本人商工会議所〉 副会頭 藤井伸夫氏

〈貿易産業省投資委員会ジャパンデス〉 大島正治氏

【目的】 在比日系企業の日比 EPA 利用に関する現状調査とフィリピン人介護福祉士候補生送出しについての現状と問題調査。

⑤ 「在フィリピン日本国大使館」

【日時】 2010年9月8日

【場所】 2627 Roxas Blvd., Pasay City, Metro Manila, 1300, Philippines

【担当者】 菊池商務官

【目的】 日比 EPA の交渉の経緯と難航点、日比 EPA の現状調査、フィリピン人介護福祉士候補生送出しについての現状と問題調査。

⑥ 「野村総合研究所」

【日時】 2010年9月9日

【場所】 27th Fl., Yuchengco Tower, RCBC Plaza 6819 Ayala cor Sen. Gil J. Puyat Avenues, 1200, Makati City, Philippines

【担当者】 マニラ支店長 水野兼悟氏

【目的】 日比 EPA の現状調査。

⑦ 「三菱自動車」

## WEST 論文研究発表会 2010

【日時】 2010 年 9 月 9 日

【場所】 Ortigas Avenue Extension, Cainta Rizal, P.O. Box 4592, Manila,  
Philippines

【担当者】 岡本竜一氏、山田明弘氏

【目的】 在比日系企業の日比 EPA 利用に関する現状調査。

⑧ 「アイメス」

【日時】 2010 年 9 月 10 日

【場所】 P. Imes Building, Block 16, Phase Iv, Peza Rosario 4106, Philippines

【担当者】 野木修寛氏

【目的】 在比日系企業の日比 EPA 利用に関する現状調査。

⑨ 「アキノ元フィリピン貿易産業省次官」

【日時】 2010 年 9 月 10 日

【場所】 フィリピン日本人商工会議所会議室

22nd Floor, Trident Tower, 312 Sen. Gil Puyat Avenue, Salcedo  
Village, Makati City, Philippines

【担当者】 フィリピン貿易産業省元次官 アキノ氏

【目的】 交渉のカウンターパートから見た日比 EPA の交渉の経緯と難航点、日比 EPA の現状調査、フィリピン人介護福祉士候補者送出しについての現状と問題調査。

⑩ 「トロピカル・パラダイス・ヴィレッジ (TPV)」

【日時】 2010 年 9 月 11 日

【場所】 Unit-30 Acacia St. Binictican SBFZ Philippines

【担当者】 山本政治氏

【目的】 フィリピン人介護福祉士候補者送出しについての現状と問題調査と政策提言の基礎モデルの現地調査。

## 参考文献

---

<論文・報告書>

朝倉京子・朝倉隆司・兵藤智佳・平野裕子(2009)「日比 EPA による外国人看護師受入れをめぐる諸問題」『東北大医保健学科紀要』第 18 巻第 2 号、67-74 頁。

<http://ir.library.tohoku.ac.jp/re/bitstream/10097/44357/1/AA1194469309019.pdf>  
(2010/11/9 最終アクセス)

石黒馨(2006)『貿易自由化交渉と官僚多元主義』

神戸大学石黒馨研究会(2007)「EPA 早期解決のために - 外国人労働者受け入れ問題への EPA ファンドの活用 - 」

[http://www.isfj.net/ronbun\\_backup/2007/0704.pdf](http://www.isfj.net/ronbun_backup/2007/0704.pdf) (2010/11/9 最終アクセス)

神戸大学石黒馨研究会(2009)「EPA 推進のための林業改革への提言 - 補助金に依存した間伐事業からの脱却 - 」

[http://www.isfj.net/ronbun\\_backup/2009/m03.pdf](http://www.isfj.net/ronbun_backup/2009/m03.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

後藤純一(2005)「日本アジア FTA と外国人労働者受入れ問題」『国民経済雑誌』第 192 巻第 5 号、1-13 頁。

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/00056033.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

在日フィリピン人介護者研究会(2008)「2008 在日フィリピン人介護者調査報告書」

高畑幸(2007)「在日フィリピン人の介護人材育成に関する予備的考察」『現代社会学』(広島国際学院大学) 第 8 巻、21-38 頁。

[http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/bitstream/harp/809/1/AA11439362\\_8\\_21.pdf](http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/bitstream/harp/809/1/AA11439362_8_21.pdf)  
(2010/11/10 最終アクセス)

高畑幸(2009)「在日フィリピン人の介護人材育成 - 教育を担う人材派遣会社 - 」『現代社会学』(広島国際学院大学) 第 10 巻、85-100 頁。

## WEST 論文研究発表会 2010

[http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/bitstream/harp/6442/1/AA11439362\\_10\\_p.85.pdf](http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/bitstream/harp/6442/1/AA11439362_10_p.85.pdf)  
(2010/11/10 最終アクセス)

中園直樹・三原一郎・Edwards David GLEN(2008)「フィリピン人看護師の受け入れに伴う諸問題について - 送り出し国フィリピンのアンケート調査を踏まえて -」『国際協力論集』第16巻第2号、161-173頁。

[http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-publication/jics/mihara&nakazono&glen\\_16-2.pdf](http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-publication/jics/mihara&nakazono&glen_16-2.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

マリア・レイナルース・D・カルロス、石坂晋哉、内田晴子(2005)「シンポジウム報告書 在日フィリピン人の介護人材養成：現状と課題 (2005年11月6日)」『研究シリーズ1』、龍谷大学アフラシア平和開発研究センター。

<http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries1.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

マリア・レイナルース・D・カルロス、内田晴子・後藤由美子・中井久子・松井智子(2008)「シンポジウム報告書 - アメリカ・シンガポールからの教訓 - さあ、日本はどうする? (2007年7月14日)」『研究シリーズ4』、龍谷大学アフラシア平和開発研究センター。

<http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries4.pdf> (2010/11/10/最終アクセス)

マリア・レイナルース・D・カルロス、佐藤千鶴子、Ruben Caragay(2008)「日本ーフィリピン間の人の移動に関する会議報告書 フィリピン人看護師・介護士の国際移動 - 日本への送出しの可能性(2008年3月25日)」『研究シリーズ8』、龍谷大学アフラシア平和開発研究センター。

<http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries8.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

Ma. Reinaruth D. Carlos, Ruben Caragay and Aysun Uyar(2009)「第2回日本ーフィリピン間の人の移動に関する会議報告書 日比経済連携協定によるフィリピン人看護・介護労働者の日本への移動 (2009年3月30日)」『研究シリーズ10』、龍谷大学アフラシア平和開発研究センター。

<http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries10.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

## WEST 論文研究発表会 2010

Suzuki, Nobue (2008) "Carework and Migration: Japanese Perspectives on the Japan-Philippines Economic Partnership Agreement," *Asia and Pacific Migration Journal*, Vol.16, No.3, pp.357-381.

### <書籍>

浅川晃広・坂中英徳(2007)『移民国家ニッポン - 1000万人の移民が日本を救う -』日本加除出版。

石黒馨(2007)『入門・国際政治経済の分析』勁草書房。

出井康博(2009)『長寿大国の虚構 - 外国人介護士の現場を追う -』新潮社。

出井康弘(2008)『年金夫婦の海外移住』小学館。

稲葉敬子(2008)『どこへ行く!?介護難民 - フィリピン人介護士にケアを受けるということ -』ペリかん社。

鈴木宣弘(2005)『FTA と食料』筑波書房。

山影進(2007)『人口社会構築指南 - artisoc によるマルチエージェント・シミュレーション入門 -』書籍工房早山。

### <雑誌、新聞記事・その他 Web ページ>

経済産業省「業種別商業販売額及び前年比」

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sk00aj.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「日・フィリピン経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「平成 22 年度日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/dl/07-c.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

## WEST 論文研究発表会 2010

厚生労働省「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/dl/07-d.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/dl/07-e.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省 (2010) 「(社) 国際厚生事業団について<<事務・事業説明資料>>」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl/jicwels\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl/jicwels_1.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省 (2010) 「(社) 国際厚生事業団の改革案について<<改革案説明資料>>」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl/jicwels\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl/jicwels_2.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「常勤非常勤別介護職員数の推移」  
[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0329-7c\\_0003.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0329-7c_0003.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「平成 20 年度介護保険事業状況報告 (年報)」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyosiwake/08/dl/02.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「報告書の概要」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyosiwake/08/dl/02.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

厚生労働省「介護保険事業状況報告(平成 22 年度 5 月分)」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyosiwake/m10/1005.html> (2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「平成 22 年度版～フィリピン人・インドネシア人看護師・介護福祉士受入れ枠組～『求人登録申請、雇用契約締結から施設内研修・雇用管理までの手引き』(介護福祉士コース)」

## WEST 論文研究発表会 2010

[http://www.jicwels.or.jp/html/h22\\_epa\\_images/h22\\_kaigo\\_tebiki.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h22_epa_images/h22_kaigo_tebiki.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士受け入れ事業」  
[http://www.jicwels.or.jp/html/id2010\\_info/h22epa2.pdf#search=](http://www.jicwels.or.jp/html/id2010_info/h22epa2.pdf#search=) (2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「平成 22 年度版フィリピン人看護師・介護福祉士受入れ枠組～フィリピン人看護師・介護福祉士受け入れパンフレット～(介護福祉士・就学コース)」  
[http://www.jicwels.or.jp/html/h22\\_epa\\_images/h22\\_syugaku\\_2.pamphlet.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h22_epa_images/h22_syugaku_2.pamphlet.pdf)  
(2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「平成 22 年度版『受け入れ申請・入学許可から就学・在留管理までの手引き』(介護福祉士・就学コース)」  
[http://www.jicwels.or.jp/html/h22\\_epa\\_images/h22\\_syugaku\\_tebiki.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h22_epa_images/h22_syugaku_tebiki.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「平成 23 年度版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れパンフレット」  
[http://www.jicwels.or.jp/html/h23\\_epa\\_images/h23\\_brochures.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h23_epa_images/h23_brochures.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

国際厚生事業団「平成 23 年度版 EPA に基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」  
[http://www.jicwels.or.jp/html/h23\\_epa\\_images/h23\\_kaigo\\_tebiki.pdf](http://www.jicwels.or.jp/html/h23_epa_images/h23_kaigo_tebiki.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

佐武晃幸 (社会福祉法人、湖北真幸会理事長)「EPA によらない介護人材の確保について」

首相官邸「包括的経済連携に関する基本方針 平成 22 年 11 月 9 日閣議決定」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1109kihonhousin.html> (2010/11/10 最終アクセス)

「世界自動車統計年刊 2009」FOURIN

総務省統計局「人口推計 平成 22 年 10 月報」  
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201010.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

## WEST 論文研究発表会 2010

総務省統計局「年齢(5歳階級及び3区分), 男女別人口(各年10月1日現在)ー総人口(大正9年~平成12年)」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000000090004&cycode=0> (2010/11/10 最終アクセス)

独立行政法人医療福祉機構「介護分野の需要見通し等について」

[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/2c9fef2431b24884925689b0049dddd/66dc7d23c32e04704925743900d3b13/\\$FILE/20080428\\_2fuzoku1.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/2c9fef2431b24884925689b0049dddd/66dc7d23c32e04704925743900d3b13/$FILE/20080428_2fuzoku1.pdf)  
(2010/11/10 最終アクセス)

高橋信行 (N.T トータルケア株式会社代表取締役)「フィリピン人看護師などの受入れの実施に関する指針(案)に対する意見書」2007年1月25日。

トヨタ自動車株式会社 財務データ。

<http://www.toyota.co.jp/jp/ir/financial/high-light.html> (2010/11/10 最終アクセス)

小沢京子「フィリピン人看護師・介護士受入れ施設の要件決まる」『Nikkei healthcare』、2007年2月。

<http://www.camellia.or.jp/media/pdf/23.pdf> (2010/11/10 最終アクセス)

藤本伸樹 (アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪))「フィリピン人看護師・介護士の現在と今後～エバーさんに続け！」。

マニラ新聞 2010年9月4日「渡日前の日本語訓練検討 比日 EPA で労働雇用省」

読売新聞 2009年4月14日「インドネシア人看護師・介護士受入れ人数が予定の2割」

四病院団体協議会「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れに関する問題点の指摘と提言」

<http://www.nisseikyo.or.jp/home/about/05teigen/2009/26.html> (2010/11/10 最終アクセス)

Board Of Nursing “NLE NOVEMBER 2009 Results

[http://bonphilippines.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=300&Itemid=58](http://bonphilippines.org/index.php?option=com_content&task=view&id=300&Itemid=58) (2010/11/10 最終アクセス)

## WEST 論文研究発表会 2010

Board Of Nursing “NLE JUNE 2010 Results”

[http://bonphilippines.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=323&Itemid=58](http://bonphilippines.org/index.php?option=com_content&task=view&id=323&Itemid=58) (2010/11/10 最終アクセス)

N.T.インターナショナルアカデミー「Japanese Language Proficiency Test Preparation Class」

<http://ntia.jp/JSchool/fulltime.html> (2010/11/10 最終アクセス)

N.T トータルケア株式会社「介護施設や病院が EPA の人材受入れを躊躇する理由」  
2009 年 11 月 25 日。

Philippine Overseas Employment Administration(2009)「Overseas Employment Statistics」

[http://www.poea.gov.ph/stats/2009\\_OFW%20Statistics.pdf](http://www.poea.gov.ph/stats/2009_OFW%20Statistics.pdf) (2010/11/10 最終アクセス)

Philippine Overseas Employment Administration(2010)「JAPAN RECRUITS 2ND BATCH OF NURSES, CAREGIVERS」

[http://www.poea.gov.ph/news/2010/PR\\_Feb2010\\_JICWELS%20INTERVIEW.pdf](http://www.poea.gov.ph/news/2010/PR_Feb2010_JICWELS%20INTERVIEW.pdf)  
(2010/11/10 最終アクセス)

### <ヒアリング報告書・議事録>

青山学院大学(2010)「外国人看護師シンポジウム外国人看護師、今後の展望」9月26日。

神戸大学石黒研究室(2010)「川崎病院ヒアリング報告書」7月12日。

神戸大学石黒研究室(2010)「N.T.トータルケア株式会社ヒアリング報告書」8月24日。

神戸大学石黒研究室(2010)「JETRO マニラ・センターヒアリング報告書」9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「丸紅マニラ支店ヒアリング報告書」9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン住友商事会社ヒアリング報告書」9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン双日株式会社ヒアリング報告書」9月8日。

## WEST 論文研究発表会 2010

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン 損保ジャパンヒアリング報告書」9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン トヨタ自動車株式会社ヒアリング報告書」  
9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン日本人商工会議所ヒアリング報告書」9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「貿易産業省投資委員会ジャパンデスクヒアリング報告書」  
9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「在フィリピン日本大使館菊池商務官ヒアリング報告書」  
9月8日。

神戸大学石黒研究室(2010)「野村総合研究所マニラ支店ヒアリング報告書」9月9日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン 三菱自動車ヒアリング報告書」9月9日。

神戸大学石黒研究室(2010)「フィリピン貿易産業省元次官アキノ氏ヒアリング報告書」  
9月10日。

神戸大学石黒研究室(2010)「大阪 YMCA 国際専門学校ヒアリング報告書」9月13日。

神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人たちばな会寝屋川石津園ヒアリング報告書」  
9月22日。

神戸大学石黒研究室(2010)「社会福祉法人高齢者総合福祉施設豊寿荘ヒアリング報告書」9  
月28日。

神戸大学石黒研究室(2010)「大阪介護福祉士会ヒアリング報告書」10月6日。

N.T トータルケア株式会社(2010)「2010年8月1日現在の在日候補者数&中途帰国者数ヒ  
アリング」8月19日。

N.T.トータルケア株式会社「第一回 EPA 介護福祉士候補者受入施設意見交換会議事録」  
2010年8月26日。

## WEST 論文研究発表会 2010

N.T.トータルケア株式会社「第二回 EPA 介護福祉士候補生受入施設意見交換会議事録」

2010年9月16日。

N.T トータルケア株式会社「第三回 EPA 介護福祉士候補者受入施設意見交換会議事録」

2010年10月28日。